

第九十二回 参議院内閣委員会 會議録第九号

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)

午前十一時八分開会

委員の異動

四月十七日

辞任 向井 長年君

補欠選任 井上 計君

四月二十二日

辞任 井上 計君

補欠選任 柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長

古賀雷四郎君

理事

岡田 広君

林 寛子君

林 道君

村田 秀三君

委員

原 文兵衛君

桧垣徳太郎君

堀江 正夫君

磯山 篤君

山崎 昇君

和泉 照雄君

市川 正一君

井上 計君

森田 重郎君

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

小渕 恵三君

細田 吉蔵君

政府委員

吉蔵君

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

清水 汪君

内閣法制局第一部長

味村 治君

人事院総裁

藤井 貞夫君

人事院事務総局給与局長

長橋 進君

人事院事務総局職員局長

金井 八郎君

内閣総理大臣官房管理室長

関 通彰君

内閣総理大臣官房総務審議官

和田 善一君

総理府人事局長

亀谷 禮次君

総理府恩給局長

小熊 鐵雄君

防衛庁参事官

岡崎 久彦君

防衛庁参事官

佐々 淳行君

防衛庁長官官房長

塩田 章君

防衛庁長官官房防衛審議官

友藤 一隆君

防衛庁防衛局長

原 徹君

防衛庁経理局長

渡邊 伊助君

防衛施設庁総務部長

菊池 久君

常任委員会専門員

鈴木 源三君

説明員

真田 弘二君

行政管理局行政課長

楠本 欣史君

厚生省援護局課長

森山喜久雄君

厚生省援護局業務第一課長

片岡 経一君

参考人

日本赤十字社社

会部長

片岡 経一君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国の防衛に関する調査

(国の防衛問題に関する件)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(古賀雷四郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

恩給法等の一部を改正する法律案の審査のために、本日、日本赤十字社社会部長片岡経一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 国の防衛に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○井上計君 長官並びに防衛局長にお伺いいたしますけれども、現行の自衛隊法では、有事の際十分に対応できないであろうという感じを私は持っております。

それらについてお伺いしたいと思っておりますけれども、自衛隊法が昭和二十九年制定されました。以来、編成等については若干の改正が行われておりますけれども、行動の部分についての改正はほとんど行われていないというふうに思います。した

がって、制定当時、二十九年ごろと現在との国際情勢の大変な変化の中で、現行の自衛隊法のままでは、要するに有事即応体制が十分とお考えかどうか、まず最初にお伺いいたします。

○政府委員(原徹君) 自衛隊法、二十九年にできたわけでございます。中身につきましては、防衛出動の規定あるいは待機命令とか、政府関係機関との協力とか、いろいろな規定がございます。で、私どもは、一応その骨格はできていると、そういうふうには思っておりますが、自衛隊ができてから、やはり防衛力の整備ということに非常に重点が置かれて二十九年ぐらいい置かれてきたと。したがって、その運用ということについての研究というのがいろいろの面で必ずしも十分でないところがあったということがございまして、いろいろな運用面に関する研究をいまやっておりますのでございまして、この自衛隊法につきましても、そういう見地で、現実の運用と絡めてどういうことになるのかということについては、やはり研究しなければならぬものでございまして、骨格はでき上がっていると思っておりますけれども、なお不備な点がないかどうか、そういう点も含めて研究を行っているというのが現在の段階でございまして、

○井上計君 運用面で十分でないというふうな面等についていろいろと検討をされておられるようですが、実はことしの二月の衆議院の予算委員会でも、わが党の小沢派が、領空侵犯の場合一機、二機でなくて、百機、二百機というふうな多数の侵犯があった場合の点についていろいろと長官にもお伺いしているようにあります。その中で長官が、最終的な結論までまだ到達していただけないけれども、鋭意検討いたしておると、こういうふうな御答弁があったように議事録で承知をいたしておりますが、その後これらの御検討等につきましてもどういうふうな進展状況にあります

か、お伺いをいたします。

○政府委員(佐々津行君) お答え申し上げます。

ただいまの八十四条の領空侵犯措置についての検討状況でございますが、御指摘のように、予算委員会におきます答弁で、領空侵犯措置は、複数が領空侵犯をしてきた場合、それが領空侵犯なのか武力攻撃の始まりなのか、まだわからない段階においては八十四条が機能するであろうと、領空侵犯措置として対処することができるとあるように、このように御答弁申し上げた次第でございますが、百機、二百機という規模の攻撃については、やはりこれは条理上、七十六条防衛出動の対象となる事態であろうかと、武力攻撃と見るべきであろうかというふうに判断をいたしておりました、これに対しては、七十六条の防衛出動下令を待って八十八条の武力の行使をもって対処すべきであろうと、かように考えております。

なお、百機、二百機と複数機との間にいろいろな条件の違いがあるかと思ひますが、どこまでそれがやれるか、これについてはまだ現在検討中でございます、結論を得ておりません。

○井上計君 百機、二百機というふうな場合、これはどう考えても八十四条ではなくて、これは当然武力攻撃というふうな——これもわかるんです。ところが、一機でも八十四条であるかどうか、大変微妙な点があると思ふんです。そういうことについて、八十四条では十分的確に対応できないのではないかと、このように私も実は考えておるわけです。

この問題さとおきまして、そこで八十四条に関連して大変細かいような質問になりますが、これまた考えておくべきだと思いますが、この場合に、幾ら警告しても領空侵犯機がどうしても退去しない場合あるいは着陸しない場合にはどういう処置をとるのかということですが、これちよっとお伺いいたします。

○政府委員(佐々津行君) ただいまの御指摘にございまして、たゞいまの御指摘にございましては、国際慣例は必ずしも統一されておりません。その国の力関

係あるいは政策によりまして、たとえば伝えられております昔のアメリカのU2型機のソ連上空偵察行動に対するソ連の措置は撃墜ということだったわけでございまして、また、大韓航空の領空侵犯に際してソ連がとった措置も、これもやはり警告を繰り返した上領空侵犯機を目標として射撃をし、そのために不時着をしたと、このような事態があったようにございまして。

どこの国もそれではそういう措置をとっておるかと思ひます、必ずしもそうではなくて、中国の場合なんかは外交的措置で、朝鮮戦争あるいはその当時領空侵犯、領海侵犯をしたアメリカ軍用機または艦艇に対して外交上の抗議を繰り返しておたというふうな事情もあるようにございまして、必ずしも国際法上、直ちに武器の使用をしてこれを撃墜するということが固まっておるわけではないようにございまして。

防衛庁の措置といたしましては、領空侵犯機に対しては警告を繰り返して退去をさせ、もしくは着陸をさせる努力を続けるという段階でございまして、相手方が武器を使用せずに指示に従わないという場合は微妙な問題でございまして、政策判断も入るかと存じますけれども、この点も十分研究してまいりたいと考えております。

○井上計君 いまのお答え、現状では私はやむを得ないと、そういうふうなお答えになること、また解釈やむを得ないと思ひますが、しかし今後こういうふうなことがないという保証はないわけですね。幾ら警告しても退去しない、幾ら警告しても着陸しない、その場合、いまお話しのように各国によつて若干の相違があるようにありますけれども、これはただ単にいわば偵察程度でとまればいいですけれども、しかし偵察だと思つておつたらば実は最終的にそうではなかったと、そうではないであろうというふうなこともあり得るわけですから、その場合のこと等についても明確にしておくべきだと思います。

そこで、法制局お越しただいておりますのでお伺いいたしますが、法制局としてはいまのこ

の問題等についてはどのように解釈をされますか。

○政府委員(味村治君) 自衛隊法八十四条に基づきます領空侵犯に對します対処措置、これは領空侵犯機を「着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」ということが八十四条に書いてあるわけでございます。

そこで、御質問は、このような領空侵犯機に對しまして通常でございまして警告をして、領空から退去せよということ警告するとかいうことをするわけですが、それに対して何ら従おうとしないという場合にどういう措置をとることができると、こういう御質問でございまして。

仮に、領空侵犯機がこちらの方の自衛隊機に對しまして実力をもって抵抗してくるというふうなことがございまして場合には、これはこの自衛隊法の八十四条の「必要な措置」の一環として武器を使用することができるといふふうに従来から御答弁を申し上げておるわけでございまして、そのようなことはないと、単に警告に従わないというだけでは、やはり相変らず警告を続けるとか、そういう場合にいかんして効果的な措置を講ずるかということは、これは防衛庁の方で御検討になっているというふうに聞いております。

○井上計君 防衛庁の方で検討されておるといふことでございども、法制局としても、これらの問題等についてやはりさらに詰めた検討をされる必要があるんじゃないでしょうか。領空侵犯、現在のところはいはば始終あるようでは余りないかし、それほど陸地内深くというところは余りないようですが、仮に東京上空にどこかの国籍不明機が侵入してきたと、東京上空で旋回しておると、幾ら退去命令を出しても出ない、着陸の勧告をしても応じない。その場合に、そのままのまゝの御答弁から言つて、できるだけ退去を要請するといふ程度で、それで国民感情としてあるいは国の防衛として済むのかどうか。私はそれらの方が一あるであろう、あるいはなくともそういう

こと等については考えていくべきではなからうかというふうに思ひます。これもまだ十分検討されていないわけですし、また明確ないろいろと解釈が出ておりませんから、これ以上お尋ねしませんが、私は有事即応体制としては、八十四条はもつともこの際見直しをしていかななくてはいけないであらうというふうに思ひます。

それから、この八十四条にやはり関連をしますけれども、いまの場合に、着陸をしたと、ところが着陸をした航空機から突如搭乗員が発砲するといふこともあり得るわけですが、着陸をして、その場合の実は対応策何もないわけですね。こちらの警告に基づいて着陸をした。ところが着陸した飛行機から、着陸してさあ安心だと思つているところに突然発砲してくるということもあり得るわけですね。これは着陸をしての発砲でありますから武力侵攻ではないわけですが、何かの事情で搭乗員が発砲することはあり得るわけですから、その場合の対応策を八十四条ではとれないといふことにならうと思ひますから、これらについて至急やはり対応策を検討していただく必要があるのではなからうかというふうに思ひます。

そこで八十四条の問題、これはかなりもつと時間をかけていろいろと論議をしたいと思ひます。きょうは時間がありせんから一応若干の問題提起ということにしておきますけれども、さらに御検討を続けていただきたいというふうに思ひますが、ひとつ長官お考えを。

○国務大臣(細田吉藏君) ただいま御指摘の点は大変大切な問題でございまして、もう起こり得るであらうと思はれるようないろいろな事態を想定をいたしまして、それぞれの場合にいかんがすべきかといふことについてなるべく早く検討し、必要があれば法制局とも相談をしなければならぬ点はあるかと思ひますが、さうにいたしたいと考えております。

○井上計君 ちよつと角度をかえてお尋ねするんですが、仮に午前一時でもいいですが、二時でもいいですが、夜中に北海道のある地点、仮に根室

半島といったしよか、そこに奇襲上陸が行われた場合、その場合に防衛庁長官への伝達、報告はどういうふうな方法手段でなされるのか、どの程度の時間を要するのか。その場合、長官は東京におられなくてはならず、御用事があって選挙区にお帰りになっておつたと、このように仮定をした場合、どの程度の所要時間で、どういふふうな通信経路で報告をされるんですか、お伺いいたします。

○政府委員(原徹君) そのような場合、ミグのときの前例等もあるわけでございますが、レーダーサイト、航空自衛隊の場合でございますと、非常に早く十分程度でとにかく内局までは来ます。

〔委員長退席、理事林道君着席〕

それから陸上自衛隊の場合でございますと、これは要するに事態が起こったことについて確認をするということに、部隊に直接来るわけではございませんから、そういうののどのくらい時間かかるかという問題はございますが、確認ができれば、恐らく三十分程度で内局までは来ると思えます。それから先いままの――でございますから、長官が防衛庁におればそういうことでございまして、長官不在の場合どういふことになるのかと、こういうことで、ミグの事件以後、たとえば長官車に電話機をいまつけておられますが、そういうことをいたしておられますし、それから長官がたとえば選挙区へ、自宅へお帰りになるといふような場合には、その都度いまの電話を、特別の電話を敷設することもやっておるわけでございますから、内局に上がって長官が固定の場所におればそれは電話かければそれでよし。問題は結局、たとえば新幹線に乗っているというふうな場合にどうなるかということでございますが、それは新幹線でございますれば新幹線に電話かければよろしいわけでございますが、そうじゃないところで移動中という場合が結局一番むずかしい問題になるのではないかと思います。

〔理事林道君退席、委員長着席〕

それにつきましては、来年から私も例の中央

指揮所というのを考えておるわけでございまして、結局そういうふうな場合には、平時いきなりという必要があるかどうかは別にいたしまして、たとえば緊張時にあるというふうな場合には、やはり長官の行き先を先を部隊でテークアウェイしなすやしない。移動の無線装置を持った、何といふんですか、ジープみたいなものをたとえ長官車につけるとか、そういうふうなことをやれば、長官がいまの役所にいる場合とほぼ時間からずには連絡がとれるのではないかと、そういうふうな考え方でたまたま研究を続けておるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○井上計君 そうすると、いまの研究の中で、私がいまお伺いしたかったのは、長官が地方へ行つておられる場合、その場合のホットラインの設備が十分でなからうという懸念からお伺いしたわけですが、そうすると、今度の中央指揮所等の計画からして、そのようなことにも十分対応できるようなそういう移動車等を考えておられると、こういうことですか。

○政府委員(原徹君) 防衛マイク回線はいつくつておるわけでございますが、その防衛マイク回線のケーブルしている分野におきましては、その防衛マイク回線の中継地点と連絡をとるといふような形のものはいままだスタートを始めたばかりで全部いっていませんですけれども、そういうことは一つ可能であります。しかし、そうじゃないところというところになれば、結局これは、たとえばアメリカの大統領あるいはブラウン長官が日本に参りますと、やはり特別の通信器材を持つてきてまして、鹿児島に行きましてもうそういうホットラインができるような、部隊というのと大げさですが、係がちゃん参りましてついて回ることをしております。でございますから、結局は私は、そういう設備を持った車を大臣車につけるといふようなことが最終的な方法だろうと、そういうふうな考えております。で、中央指揮所ができるとすれば、それとの連絡ということとそういう手段も考えたい、そういうふうに思つておるわけ

でございます。

○井上計君 参考に伺うのですが、前回、何年前になりましたか、例の函館にミグが不時着した場合、あのときには内局まで、さらに長官までの報告の所要時間は幾らかかったのですか。おおよそ結構です。

○政府委員(原徹君) 領空侵犯をいたしましたのがわかりましたのは十三時二十五分ごろでございますが、函館に着陸をいたしましたのは十三時五十分ごろでございますが、函館の空港から北部分面総監の方に連絡があり、内局がこれを知つたのが十四時ごろでございます。余り時間それはかかつておらぬ。ところが、長官が新幹線に乗つておりましたので、それに連絡がつきましたのが十四時五十分ごろであつたというところでございまして、要するに長官に連絡ついたので十四時五十分、要するに一時間かかつておるわけでありますから、まあ現在ではもちろんさっきのお話で短縮はされておるかと思ひます。しかし、新幹線等の車中におられるときには、やはり現在でもこの程度の時間はかかるであらう。そうすると、この一時間の間、先ほど申し上げたように、着陸した飛行機からもしきなり発砲してきた場合、大変この一時間という時間がどのような事態を巻き起こすかというのを考えますと、これはもう大変なことだといふふうに思ひます。いろいろと御検討されておるようでありまして、カーター大統領あるいはブラウン長官が海外に出る場合のあのような体制、組織といふことはなかなかそう日本では簡単にまいらぬかと思ひますけれども、少なくとも絶対にそういうふうなことはあり得ないといふ従来の前提に基づいての考え方でなくして、あり得るんだといふふうなことから、そういう面の整備、体制づくりもひとつ考えておく必要がある、このようにこれは大いに希望いたしておきます。

時間があるまいので、もう一つこれは法制局もお越しただいておりますのでお伺いしたいんですが、八十三条の二、災害出動ですが、災害出

動の場合に出動する部隊は、武器の携行はできるんですか、どうなんですか。八十三条の二で災害派遣の場合、武器の携行は全く明記をしてありませんけれども、この場合部隊の出動、派遣のときに武器の携行はどのようになるんですか、お伺いします。

○政府委員(原徹君) 普通は武器を携行――災害でございますから武器は携行いたしませんけれども、特別に必要がある場合には、私どもは武器を携行することができると考えておるわけでございまして。

○井上計君 法制局、それでよろしいんですか。○政府委員(味村治君) 災害派遣の場合及び大規模地震の場合には、自衛隊法の九十四条に災害派遣の場合につきましての権限が規定してあるわけでございまして。

これによりまして、警察官職務執行法の規定が準用になっております。そしてこの職務執行法の規定によりまして、たとえば避難等の措置でございまして、あるいは海上自衛隊につきましては海上保安庁法の十六条で、一般の人に対する協力要請とか、そういうものが準用になっておるわけでございまして。ほか、災害の、何といふんですか、復旧とかあるいは救助、そういったものに必要となることといふことは、もうこれは言つてみれば当然のことでございますが、そういういろいろな職務を行うにつきては、必要がある場合に武器を使用するといふことができるかと申しますと、警察官職務執行法の準用におきましては特段の規定はございません。警察官職務執行法の七条で武器の使用についての規定がございまして、これは災害派遣あるいは大規模地震におきまして派遣につきましては準用がございせんから、特にこのように目的のために武器を使用するといふことは認められていないわけでございまして。しかしながら、自衛隊は自衛隊として参加するわけでございますから、いろいろな、何と申しますか、災害派遣に必要な装備、車両あるいは爆薬、液体燃料といったようなものも持つていく場

合もあるかと思ひます。そういうものを護衛するために必要があるという場合には、これは自衛隊法の九十五条によりまして、場合によりましては武器の使用の必要性が生ずるということも考えられますので、そういう場合に備えまして武器を持つてまいるということもあり得る——法律論としてあり得ることであらうかと思ひます。

○井上計君 時間があれば、この問題についても私は八十三条と、いま部長おっしゃった九十四条とさらに九十五条と、みんな関連をしてくるんですね。これらをもっとお伺いをしたいが、もう時間がありませんからまた次の機会に譲りますけれども、いま部長の御答弁からいっても、ちょっと私自身、私も実は十分理解できないような、何かわかつたようなわからぬような、こういうふうな感じがするわけなんです。

で、仮に、これではもう全く災害派遣、災害出動というのはあくまでも災害に遭った人たちの人命救助であるとか、あるいは家屋の倒壊だとか、そういうふうな復旧作業というふうなものに限定されたような、そういうふうな文面に受け取れるわけなんです。ところが、実際にはそういうふうな災害のときに暴徒によつての何かが起きるかもしれないし、あるいはまた集団の、何と申しますか、強奪その他のやはり治安維持ということに必要なことも当然起き得るわけですね、非常災害のときには、それらについて、これでいくと自衛隊は全く無抵抗、無防備であると、部隊の出動が。そういうことになるかと思ひますので、これらもやはり外敵の侵入ということとなくして、中にありますそういう問題等についても、現在の自衛隊法は不備だらけではなからうか、こんなふうにも感じておりますので、十分ひとつ御検討をされてしるべきだと、また至急に検討をすべきであらうというふうに思ひます。これについて、長官、もしお考えがあらますればお聞かせをいただければと思ひます。

○國務大臣(細田吉藏君) 御質問の御趣旨はよく私ども了解できるわけでございます、その辺が

必ずしも明確でない。先ほど防衛局長からは御答弁を申し上げましたけれども、そういうものの法的な関係については、さらに十分検討する必要があるかと思ひます。そういう点で、御趣旨に沿うように、先ほども申し上げましたが、それと同じように、いろんな場合を考えまして検討したいと、かように存じております。

○井上計君 時間がもうなくなつたんですが、最後に一つ防衛局長、お伺いしたいんです。

この前、分科会で抗たん性の問題についてお伺いをした。時間がありませんので、さつと伺ひして、さつとお答えいただいただけなんです。が、きょうもまた時間がなくなつたので、一言だけお尋ねしたい。五十五年防衛予算の中に抗たん性に関連するもの予算措置というのはどれくらいになっておりますか。

○政府委員(原徹君) 五十五年予算では、中期業務見積りに従ひまして、私ども航空機用機体、いままで固定型というのの一つもございませんでしたが、それを二基つくることにいたしました。これはキャッシュの予算はわずかに千四百百万円でございますが、後年度負担額が六億六千八百萬でございますから、一つつくるのに約三億円かかるわけでございます。これが二つ、それから、移動警戒隊というのを新編することにいたしました。これが約十億。それから、防衛マインクロ線は引き続きこれも抗たん性ということですが、伊丹、福岡あるいは旭川、帯広等のものがございますが、これがキャッシュが約三十一億。それから、後年度負担が二十三億でございます。それから、あとは細かいもので、災害復旧用のマップとか、そういうものが予算に計上されているわけでございます。

○井上計君 ちょっと伺つても、総計でざつと計算しても七十億ぐらいかならぬわけですね。まことに微々たるものだという感じもいたします。もう時間なくなりましたから、あとは要望だけしておきますけれども、特に中期業務見積りの中에서도、恐らく抗たん性の予算は余り多く見られ

ていないのではなからうかというふうなことも感じます。もちろん、いろんな議論もありますし、またこれをいまだどうか、多いとか少ないとかというのを私言のうを差し控えますけれども、やはり抗たん性の早急な確保といひますか、確立といひますか、体制づくりといひますか、これまたゆるがせにできない問題であらうと思ひますので、それらについても十分今後の中業の見積りの中でもひとつ配慮されるように、これは格段に要望しておきます。お答えもしあればお伺ひいたします。

○國務大臣(細田吉藏君) 抗たん性の問題につきましては、五十六年度以降の予算につきまして特段に私たちが考えていく必要があると、かように存じておる次第でございます。御趣旨を十分体して善処したいと思つております。

○井上計君 終わります。

○森田重郎君 ただいま同僚委員の井上先生からもちよつと中業見積りについての御発言がございましたが、どうも私、よく中業見積りというののはつきりわからない点があると思ひますけれども、この二十一日の朝日新聞を拝見いたしますと、防衛関係費の推計というふうなことで、当初計画とそれから今回の修正計画、この計画が出ておるようでございすけれども、この対GNP比一%と今回の修正計画とにつきまして、言うなれば手直しということとございすようにけれども、この辺の関係を一度御説明をちょうだいしたいと、こう思ひます。

○政府委員(原徹君) 中期業務見積りは、五十一年度に防衛計画の大綱ができましたときに、これからは単年度ごとに予算を計上するやり方に一応切りかえたわけでございますが、現実問題として、それでは防衛庁の中のコンセンサスが必ずしも十分得られないということから、主要な事業について五十五年から五十九年度までの間においてどういふことをしようかというこのコンセンサスづくりのためにつくつたものでございす。そこで、正面装備を私どもは積み上げ計算をい

たしますと、二兆七千ないし二兆八千億になるわけでございます。で、その他の経費——人件費とかあるいは基地対策の経費とかいろいろございすけれども、それは見積りをしていただけないわけでございますが、二兆七千ないし二兆八千億円を実現するためには、GNPが相当伸びると仮定をいたしました。現在の〇・九%ではできないのではないかと。だんだんと一%に近づいていくであらうと、そういう感覚を持てているということとを申し上げているわけでございます。

ところで現在、いろいろの国際情勢非常に厳しくなつてきていることから見ますれば、私どもといたしましてはできるだけ早期に防衛計画の大綱の水準までは早くいたしたいと、そういう気持ちであるわけでございますが、中期業務見積りにはそういう性格のものでございすので、防衛庁が予算を要求——業務計画をつくつて、それに基づいて肉づけをしてお金を計上して概算要求をするわけでございますが、その業務計画をつくり、概算要求をするための参考資料という性格のものでございすので、概算要求いたしましたけれども全部つくわけでもございせんから、これは毎年必ず見直しするということになつておるわけでございます。で、先ほど申し上げましたような国際情勢の変化等も考えて私どもいま見直し作業をやつておると、その見直しの結果を来年度の概算要求に反映させたいと、そういうことでたゞいま見直し作業をやつておるといふのが現状でございます。

○森田重郎君 ただいまの御説明ですと、国際情勢の変化に対応するといふような中で、見直しというふうに向つたわけでございますが、国際情勢の変化といひますと、具体的にはどんなお考えなのでしようか。

○政府委員(原徹君) アフガニスタンの事件に象徴されますように、ソ連が過去十五年ないし二十年の間、非常に防衛力の増強を図つてきたということがまずありまして、そして、それはいわゆるデータと言われた七〇年代の前半、そういうときにおいてもずっと行われておつたわけござい

ます。それが七五年、例のアンゴラの事件がござい
ました。それが以後いろいろなことが続いた。
そして、今度のアフガニスタンの事件というこ
とになっておりますから、そういうことを少し長い
目で見ますと、八〇年代というものは非常に何
と申しますか、アメリカの国防報告によればい
ゆる同時多発型の紛争が起る可能性があるとい
うような見方になっておるわけでございまして、
そういうのが私どもも国際情勢の現在の認識、日本
の周辺におきまして、たとえばわが国の北方領
土に対する兵力の増強あるいは極東ソ連軍の増
強、そういうものは全体のやはりグローバルな
ソ連軍の増強の一環としてとらえるべき筋合いの
ものであると考えておりますが、そういうことの
関連、そういうものを私どもは国際情勢が非常
に厳しくなっているというふうに認識をしてお
るわけでございまして、そういう点でございませ
う。

○森田重郎君 アフガン問題とかイラン制裁の問
題とか、その辺の問題はこれは私も私どもよく
承知をしておりますけれども、長官いかでもござ
いまして、やはりこれは何か米国の防衛費の増
強の増額要求というふうな意味合いのことが最近
非常に強く言われておる。その辺との関係、関連
はいかがなものでございませうか、長官から御
答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(細田吉藏君) おっしゃる通りに、ア
メリカの方からは日本の防衛費について要請があ
ります。これは一月の半ばにブラウン国防長官が
見えて私どもの方の久保田長官——前の久保田長
官がお会いしたときには、やや抽象的でございま
したけれども、一般論としての日本の防衛費の増
強の要請があり、先般、大来外務大臣が出かけま
したときにややこれが具体的に、いわゆる中業前
倒しというふうなことも含めまして要請があった
ということでございます。

しかし、総理もしばしば申し上げておりま
す、これは表裏をなすとは思ひますけれども、
日本の防衛力を増強するというの一番基本
は、日本の置かれてある状態において日本がどう

考えるかということでございます。したがいまし
て、国際情勢とか、その中における特に極東ソ連
軍の配備、あるいは北方領土の問題等そういった
ような問題に関連しまして、日本のいわゆる専守
防衛の立場からどういうふうにあるべきかという
ことが一番基本にあるはずであります。しかし、
そういう一般の国際情勢を反映してアメリカから
も——アメリカ自身が増強をかなりするという計
画を持っているわけでございまして、日本にお
いても防衛力の増強に努めてもらいたい、これ
はある意味では表裏をなすとは思ひますが、やは
り基本的には日本自身がどのような防衛力を持つ
べきかということによって決定されるべきであ
る。かように私どもは考えておるわけでございま
す。

○森田重郎君 ちょっと話題を変えさせていた
だきますが、昭和五十二、三、四、この三年間に
いわゆるスクランブルが何回ぐらいあったのか、
その辺をひとつ数字をお聞かせ願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(原徹君) スクランブルを実施した件
数でございますが、五十二年度が四百九十六回、
五十三年度が七百九十八回、それから五十四年度
は六百三十六回でございます。

○森田重郎君 五十三年度が八百回近いわけだ
ね。そうしますと一日平均にしますと二回以上飛
び立っておりますね、二回以上。その辺の態
勢というのは現実にはどんなふうな形で仕組まれて
おるものでございませうか。要するにスクラン
ブルするその辺の自衛隊の態勢というものです
ね、現実には。

○政府委員(原徹君) これは領空侵犯に対処する
ための態勢が自衛隊はとられておりますから、ま
ず第一に、レーダーでアンノーン、アンノーンと
いう国籍不明の飛行機をキャッチいたしますと、
その航跡からわが国に近づいてくる、ひよとして
領空侵犯のおそれがあるという場合に緊急発進
をする態勢をとっておりますから、その態勢に従
って、領空侵犯のおそれありと認められる場合に

随時緊急発進をし、その飛行機を確認すると、そ
ういうことでございませう。

○森田重郎君 ちょっとお伺ひしたいんですけれ
ども、とにかく一日に平均して二回以上も緊急発
進をするというところは、ある意味では大変な言
うならば危険にさらされておるような感じがするん
ですが、これはどうなんですか、いまいしよいか、世
界各国で一日に二回以上も発進をしておるよう
なそういう危険というのか、にさらされた国というの
はほかにあるんでしょうかどうでしょうか、その
辺は。いかがでしょうか。

○政府委員(原徹君) どうも諸外国で緊急発進を
やったという、たまには新聞その他であるわけで
ございましてけれども、継続的にそれが何件という
ようなそういうデータは公表されておりません。
したがって、毎日どのくらいというようなことは
ちょっとわからないというのが実情でございま
す。

○森田重郎君 私は端的に個人的な気持ちから申
し上げますと、恐らくこういう国ないと思うん
で、どこへ行きまして。一日に二回以上も緊
急発進をしているような国はないような気持ちな
んでございまして、いまデータがないというふう
なお話でございまして、それは裏を返せば非常に
危機感にさらされておると、そういう意味では、
わが国日本ほど言ひなれば外からの攻撃といいま
しょうか、それらに最も現実的に直面をしていま
る国はない、そんな感じがしてならないわけでござ
いまして、長官いかがでございませうか、率直に
お伺ひして宗谷、津軽、対馬、この三
海峡の封鎖問題というふうなものが将来起こり得
るかどうか、多少仮定の話になるかと思ひます
けれども、長官の御意見をちょうだいしたいとい
う思ひます。

○政府委員(細田吉藏君) アメリカの国防白書の
三海峡封鎖というふうな問題がちよと出ておるわ
けでありますし、いろいろ今国会におきましても予
算委員会等で御議論がございました。非常に重大
な問題でございまして、これはよほど注意をして

お答えもしなければならぬと思ひます。というこ
とは、もう申し上げるまでもございませぬけれど
も、わが国が海峡封鎖を——封鎖にもいろいろな対
応があるわけでございまして、程度もあると思ひ
ますし、方法もいろいろあると思ひますが、何ら
かの形で要するに海峡の通航が不自由になるとい
うか、いまいしよいか、あるいは通
れなくなるというのか、そういう何らかの形でい
ゆる封鎖というものをいたすということは、これ
はわが国の場合には、日本がそれこそ攻撃を受け
てその必要性がある、あるいはもう攻撃のほつき
りおそれがある、そういうことでなければ、これ
をあらかじめ何もなしにやっておくとかという
ようなわけにはまいりません、これはむしろ非常な挑
発的な行為であるということになると思ひわけで
ございまして、私どもはその点ではきわめて慎重に
なっております。かように思っております
わけでございまして、その場合に、それではどう
いう対応があり、どういう能力が整備されてお
るかというふうな点につきましては、これはもう国
会でも答弁を申し上げておるんですが、十分な能
力が必ずしもない。したがって、そのようなもの
についてはどういうふうにいたすかということ
は、今後の問題として私どもが考えていかなけれ
ばならぬと、このように存じておるわけでござい
ます。

○森田重郎君 今月末ですか、総理が訪米され
る、そういう折にやはりアメリカサイドからかな
りないろいろ注文が出るんじゃないかと思ひんで
すが、そういうふうなたまたまの海上封鎖の問題
等も含めまして、防衛費増額というふうな問題に
ついて総理と長官、じっくりいろいろと御相談な
されたことが最近においてございませう

か。

○国務大臣(細田吉藏君) ちよつと防衛費の増額と、それから後続しておつたこととは少し別にお願ひしたいんです、三海峡問題とは。

私どもは、三海峡の問題などについて首脳会談で話が出るというふうには実は想像いたしておりません。そのようなことはないものと考えておるわけでございます。

防衛費の増額の問題につきましては、これは首脳会談であるいはお話が出るのではなからうか、かように、どのような形で出るかは別といたしまして、出るのはなからうかというふうには私どもとしては見ておりますし、外務省もそのように考えておるのではないかと思っております。

そういう点につきましては、実は防衛費全般の問題でございますので、総理も予算委員会等を通じましてもう各方面からの御質疑等もございまして、これはもういろいろのお考えになっておる、困難な環境にもありますのでいろいろのお考えになっておることでありまして、実は私どももいろいろな機会に総理とは意思の疎通を図っておるつもりでございます。お出かけになる前にさらに何らかのお話があるかどうか、恐らくどういう形か、あるいはあるかどうかとちよつとわかりませんけれども、私は、総理には防衛庁の考え方というものはいろいろな機会に申し上げてございまして、総理は、一応防衛庁の立場というものは、防衛費に對する立場というものはおわかりいただいている、かように承知しているわけでございます。

○森田重郎君 またちよつと話が前へ戻るようなことになりまして、先ほどちよつと申し上げました防衛費の増額という問題について、いまの長官の御答弁を承りますと、その辺は総理もよくわかつておられるというふうなニュアンスの御発言がございましたけれども、これらにつきましても財政当局等とかなり詰めをされたものであるのか、あるいはまた防衛庁単独で考えられた数字であるのか、その辺はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(原徹君) 新聞に最近出ていたお話は、私どもの推計とは直接関係はございませんのでございしますが、私ども申し上げておるのは、中期業務見積もりを見直しをして、そしてそれに基づいて来年度の概算要求をいたしたいということでございます。それから、大蔵省との折衝というものは概算要求をしてから当然なるわけでございますので、中期業務見積もりはそういう性格のもので、防衛庁限りの資料ということでございしますから、大蔵省には概算要求をしてからいろいろその単年度の予算案について折衝をするという考えでございます。

○森田重郎君 最後に、ちよつとこれ参考までにお伺ひしたいのでございしますけれども、対GNP比のNATO方式の計算方法というのは、あれはどういうことなんですか、いまいちよく入って来ない年金とか、そういうふうなものが入って来ると聞くんだけれど、その辺はどんな形で計算されておるものか、ちよつとお伺ひしたい、参考までに。

○政府委員(渡邊伊助君) 先生もう御存じだと思ひますが、一応御質問でございしますのでお答えいたしますが、実は国によって予算の仕組がそれぞれ変わっておりますし、したがって、また防衛費というもののなかにもいろいろな項目を盛り込むかという点も国によってまちまちでございします。したがって、予算書に載っております数字をそのまま比較いたしますと必ずしも適当でないというところから、NATO加盟国の間で一応ある程度共通の地盤に乗るものは乗せようというところ、各国別にそれぞれ項目を取捨選択いたしますとして、各国別にどういふものを防衛費とするかという点を認定いたしまして、その認定した数字によつて各国の防衛費というものを比較して、それでそれぞれの国の防衛努力というものを評価するということをするというのがNATO方式と言われております。

ただ、どういう項目をその中に入れるかということにつきましては、それぞれ公表されておられますので、各国とも一応マル秘というふうな扱いになつておりますので、厳密な意味では私どもはわかつておりません。ただ、巷間よく言われておりますように、恩給費の問題がよく言われておりますが、これも入れてない国もあるようでございしますけれども、定かではございませんが、まあ大體の諸国は入れているというふうに承知をいたしております。

○森田重郎君 よく○・九%に○・六%をプラスされて、一・何%になりましようか、スイスの防衛費に及ぶぬというふうなことが言われておりますが、いまのようなお話でいきますと、やはりあれでございしますか、日本の防衛費というのはNATO方式で計算すると大體どのくらいになるんでございましようか。

○政府委員(渡邊伊助君) 実は恩給費というものが、中身がそれぞれさまざまでございしますので、厳密なことで正確な数字を申し上げるわけにはまいりませんが、一応機械的に総理府の方に計上されております旧軍人遺族等恩給費、これを防衛費に費に加えて本年度のGNPに割り込みますと、数字的には一・四四という数字が出てまいります。一応、これが巷間言われておりますように、NATO方式で計算するということになります。NATO方式で計算すると、この旧軍人遺族等恩給費というものが、その中身がそのまま各国で言われるいわゆる恩給費に相当するものかどうかというところは若干問題があるかと思ひます。

○森田重郎君 一・四四、まあその数字を特に私どうこう申し上げるわけはございしませんけれども、仮に一・四四といたしますと、加盟国の中で、十何カ国がございまして、日本の防衛費というものは順位づけをしたらどの程度になるんでございましようか。

○政府委員(渡邊伊助君) 実はよくべき資料は、イギリスの戦略研究所で発行いたしております「ミリタリー・バランス」、これが一応いまのところ世界的に用いられておるものでございします。で、これによりまして申し上げますと、各国ではGNPの当初見通しというものは出しておりません

で、実績しか出しておりません。したがって、ちよつと古うございしますけれども、一九七八年度分しかいまわかつておりませんが、それで申し上げますと、アメリカが五%でございします。それからイギリスが四・七、西ドイツ三・四、フランス三・三、イタリア二・四、ベルギー三・五というふうな、おおむね三%前後ということになっております。若干低いところで、カナダが一・八%というふうなところもございしますが、大體そういうところの範囲でございします。日本の場合は、先ほど申しましたように、NATO方式ということと比較いたしますと一・四四ということになるかと思ひます。ただ、先ほど申しましたように、それぞれに盛るべき項目というのが違つておりますので、厳密な意味ではこれは比較はちよつとむづかしいかと思ひますが、まあ大體の傾向としては知ることができると思ひます。

○森田重郎君 そうすると、いま申し上げたように、何位ぐらゐになるんでございするか、その順位づけを仮にした場合には、NATO加盟諸国の中で、ベルギーが三・五であるとか、カナダが一・八であるとか、いろいろございしますね。

○政府委員(渡邊伊助君) これは一番下でございします。で、順位と申しまして、最下位でございしますから。

○森田重郎君 終わります。

○委員長(古賀重四郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度といたします。午後一時十分から再開することとし、休憩いたします。午後一時十分再開。午後一時十分開会。○委員長(古賀重四郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、前回趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○山崎昇君 恩給法そのものにつきましては、後ほど衆議院と余りダブらぬようにきわめて数字的な点で二、三お聞きをしたいと思うんですが、その前に、御存じのとおり、春闘という賃金関係の折衝等がほぼ終わっているのではないかと私は思っております。この公務員賃金の行方というものが大変影響するところが大きいと私も考えますので、まず総務長官に、今度のこの春闘におきまして公務員関係組合との間にしばしば交渉が持たれたと聞いております。そして、政府として一定の内容が回答されたとも聞いておりますが、それらの内容についてまず御説明を願いたいと思えます。

○国務大臣(小淵恵三君) お答えいたします。今次春闘に当たりましては、去る三月の六日に公務員共闘の要求をちょうだいいたしました。以来、給与の改定、労働基本権等の各項目につきまして部内で十分検討を行ひまして、公務員共闘におきましても、各レベル間で話し合いを継続をいたしてきております。特に、御指摘の給与改定につきましては、大変重要な問題だということとはもとよりありますが、しかし一方、逼迫した財政事情その他現下の厳しい状況につきましてお互い認識を深めつつ、基本的には言うまでもありませんが、人事院勧告尊重という従来からのためまえに立つて努力をするという考え方をもちまして話し合いを行ってきたところでございます。

その他の問題につきましても、十分時間をかけまして議論をいたしまして、最終的に私から、要求の各項目に対する政府の所信を誠意を持って回答いたしましたところでございます。

中身につきまして先生……

○山崎昇君 政府委員でもいいですが、説明を。

○国務大臣(小淵恵三君) それでは私から御報告申し上げたいと思いますが、第一に、給与改定に

つきましては以下申し上げるような回答を申し上げます。初め、きわめて厳しい情勢のもとに置かれていますが、人事院勧告を尊重するという従来からのためまえを守り、給与改定について民間、三公五現と同程度の改定を求める組合の立場を理解し、今後引き続き努力をするということで、組合に対して御回答申し上げた次第でございます。

○山崎昇君 そのほかにも、早期支給でありますとか、あるいは地方公務員に関連する部分でありますとか、あるいは労働基本権に関連する部分でありますとか、週休二日制に関連する部分でありますとか、お答えになっていないと思うんですが、これは内容的に総務長官が答弁されているわけですが、細かな点でありましたら政府委員からでもあわせてひとつ御説明願いたい。

○政府委員(長橋進君) ただいま給与に係る問題につきましては長官から御答弁ございました。ところでございまして、その他の案件と申しますか、御指摘がございました早期支給につきましては、総務長官から、人事院の勧告後、諸条件を考慮してできるだけ早い時期に給与法を改正するよう努力をする、なお早期支給の制度上の問題についてもさらに検討をいたしたい、こういう御回答をいたしました。

それから、地方公務員の給与改定でございますが、国家公務員について給与改定が行われた場合、地方公務員についてもこれに準じて配慮されるべきであると思うので自治大臣に伝える、こういう回答を大臣からしたところでございます。

さらに、労働基本権等についてでございますが、公制審答申で残された三課題につきまして、公務員問題連絡会議で検討を進める、こういうことの答弁がございました。

さらに、週休二日制についてでございますが、人事院勧告に沿って関係法案の準備を進め、できるだけ速やかに実現できるよう努力をしたい。以上が御指摘のございました公務員共闘に対する大臣からの回答でございます。

○山崎昇君 あわせて、人事院総裁から、人事院におきましてもこれら一連の問題につきましてはかなり組合側と折衝しておるようでございます。また一定の回答が行われているようでありまして、その内容についてあわせてひとつ御説明を願いたいと思えます。

○政府委員(藤井貞夫君) お話にございますように、例年のことでございますが、公務員共闘その他の組合側とわれわれ人事院当局との折衝というものは非常に頻繁に行われてまいっております。この間の大詰めの場面におきまして一つの御提案がございまして、これに対しまして人事院としての見解を申し上げたことは、そのとおりでございます。細かい点につきましては、もしお尋ねがございましたら他の政府委員が参っておりますので御答弁申し上げますが、私が直接に組合の幹部の方と会って申し上げました主要な点というのは、これは申すまでもなく、いまの時期が時期でございます。給与の問題でございます。

この給与の問題については、これはいろいろな情勢をよく勘案をしておりますけれども、人事院の勧告制度というものは従来の積み上げでもって一つの方式ができております。この方式は堅持をして、同じようなやり方でやっていくというところは毫も変更するつもりは持っておりません。したがって、予算の計上額その他というような問題もございまして、それとこれとは切り離しまして、あくまで官民給与の較差というものを主眼といたしまして、これに対応する措置をとってまいらうという従来の方針を堅持するというところでやっております。

また、週休二日制の問題につきましては、昨年、国会並びに内閣に対して勧告を出しました。いろいろな情勢もあるかと思いますが、今日までのところでは、なお国会に対して法案の提出がなされておらないということは、私の立場としては大変遺憾なことであるというふうに思っております。機会のあるごとに、その実現、早期措置

というものについては御要望を申し上げておる次第でございますけれども、これは国会と内閣に対して正式に出した勧告でございますので、この勧告はあくまで尊重していただかなければならないという態度でもって、今後ともその推進方について極力努力をしてまいらうというふうにやっております。

○山崎昇君 いま人事院総裁からも答弁ございまして、私も組合側からは一応の資料はもらっております。しかし、組合と当局側の交渉でありますから、われわれがとかく言うわけでありませんが、少なくとも国会でそれらの情勢をやはり詳細に把握をしておきませんという、今後のこの種の問題解決に私どもとしてはいかなんじやないんだらうかと、こう考えますので、少し細かいりますけれども、給与局長で結構であります。もう少し内容的に説明願うと同時に、それから口頭確認というのがあるようでありまして、それらの点についてもあわせて説明を願っておきたいと思えます。

○政府委員(長橋進君) 組合との関係におきましてお尋ねでございますが、組合の意見、要望等は、給与を初めといたしまして、定年制、週休二制等につきましていろいろ要求がございまして、給与について限ってのみ見ても、まず基礎作業であります民間給与実態調査につきましてはいろいろな要求等、それからベース改定、その後配分をどうするかというところにつきましていろいろ要求がございました。先ほど総裁からも答弁ございましたように、人事院としましては機会あるごとに組合の意見というものを十分聞いてまいっておりますし、今回、ことしについて見ましても、総裁を初めとしまして、事務総長それから関係局長以下の段階で何十回となく会見をやっております。

概要につきましては御説明申し上げますと、春闘時期におきます組合等の会見の経緯ということで限って申し上げますと、勧告の基礎作業につきま

しては一月の三十一日に要求書の提出が総裁あてにございました。それから、二月に入りましては公務員共闘から要求書の提出が、これは給与局長あてでございましたけれどもございました。人事院は、こういった要求書を受理するとともに、いろいろ事務的な問題について組合と話を進めるということになっております。

それから、賃金要求についてでございますが、これは三月から四月にかけて、公務員共闘を初めとして、各組合から総裁あてあるいは事務局長あてに要求書の提出がございまして、それに基づきまして給与局長の段階でいろいろ詳しい内容について説明をお聞きしております。通じて申しますと、結論的には御要求の趣旨は十分承知したと、以後事務的に結めたいということと終わっております。

なお、給与関係とは別途に、定年制とかあるいは週休二日制の問題につきましても、二月から四月までの間におきまして総裁、関係局長との意見が数回にわたって持たれております。

それから、先ほど口頭了解等のお尋ねございましたが、いわゆる公開質問状というものが出されておりました。これは三月二十六日に総裁あてに質問状がございまして、四月十一日に質問状に對しまして事務局長が口頭で回答をしております。それから、四月十四日には総裁が基本的態度を表明しております。

なお、翌四月十五日に、給与局長、事務局長の段階でいろいろ意見の交換を行った結果に基づきまして、これは組合との関係でいろいろ意見交換を行ったわけでございますが、それに基づきまして深夜総裁が見解を表明しております。

いろいろやりとりがございましたが、まとめまして最終段階におきます総裁のいわゆる組合との意見における確認事項というのについて御報告申し上げますと、給与改定問題につきましては、公務員の給与改定については、公務員共闘の要求と八〇年国民春闘における民間の給与改定の実態を正確にとらえ、それに基づいて改善を図ると、

それから給与勧告については、従来の姿勢を堅持して財源にはこだわらないという趣旨の確認をしております。

それから、早期支給の問題に関連いたしますが、本年の勧告はできる限り早い時期に行うよう努力すると。それから、早期支払いについては、現行法制の中で可能な方法についていろいろ検討するということ趣旨の確認をしております。

それから、昇給制度につきましては、これは重要な事項でありますので、これは人事院の勧告に係る事項であるという旨の確認をしております。それから、週休二日制につきましても、先ほどお答へございましたけれども、その法案の提出と成立について最善を尽くすというようなことを言っております。

それから、実損回復問題につきましては、諸情勢を勘案しながら検討したいという趣旨の回答をしております。

それから、その他付随事項といたしましては、給与の配分等についても組合の意見も十分聞いて検討を進める等の回答をいたしております。

以上でございます。

○山崎昇 人事院がいま民間給与の調査中でありまして、私は内容的なことをここで聞くつもりもありませんし、またその時期でもないと思っておりますから、そう立ち入ったことをお聞きしません。きょう私がこの問題を聞いておきますのは、人事院勧告というものが大変影響力が大きい。もし私の数字が間違っていれば別ですが、それでなければ、ざっと国家公務員が、影響を受ける者が、特別会計も入れますが、約百十九万人ぐらいになる。地方公務員が二百六十九万人ぐらになる。特殊法人の職員が十四万五千人ぐらになる。さらにこれに加えて恩給の受給者、これが文官十六万三千九百人、旧の軍人二百三十六万。このほか、公務員の給与関係が決まりますという、農協関係でありますとか、あるいはその他公務員に準じているようなことやっていると、それがたくさんございます。言うならば、ざっと計

算いたしました、いま申し上げました数字だけでも七百七十五万ぐらにこれはなりますが、そのほか、扶養手当のあり方等にありましては厚生年金の受給者にも影響していく。あるいは諸種の加算額等にも影響していく。こう考えますという、この人事院勧告のあり方というものは、きわめて私は重要な内容を含んでいると思っております。

したがって、まあ財政の問題もありませんけれども、総務長官としても、公務員給与を扱う責任者としては、これだけ重大な影響があるんだというのを頭に置いてこの問題を処理していただくべきで、ただ財政財政と言っても、財政論だけでは片づかない内容を持っているんだということを申し上げておきたいと思っております。

そういう意味で、きょう、内容的に詰めることでもありませんから申し上げませんが、ただこの中で主として三、四ほどお聞きしておきたいと思っております。一点は早期支給という問題でありまして、これも今日までいふ議論をされ、なかなかこれが実現できないでおります。そこで、国会としても、私は国家公務員法の二十八条の一項とあるものをやはり国会自身としても考える必要があるんじゃないかと思っております。一人一人です。

これは御存じのとおり、情勢適応の原則でありますから、国会はいろいろのことをやってもいいわけでありまして、その際でも人事院の意見や人事院の勧告を聞けということになっております。

したがって、この早期支給の制度を国会みずからどうしようと考えても、やはり人事院の見解とどうものが大きな要素になってくる。そういう意味では、人事院が早期支給の制度も含めましてどう検討されていくのか、この点がきわめて私は第一の点として大きいんじゃないだろうか。それからまた、総理府におきまして、単に人事院だけで制度を検討すればいいというものでありませんで、総理府自体で法案を準備するわけでありまして、当然総理府みずからこの制度については真剣な討議というものが必要ではないんだろうか、そう考えます。そういう意味で、この早期支

給というもののについて、制度も含めましてどういうふうにかからやられていくのか、人事院並びに総理府にお聞きをしておきたいのが第一点です。

それから第二点は、いまも人事院の総裁から話がありましたように、この週休二日制につきましては、昨年の勧告で出されたものであるから、ぜひ実現をしてみたいという強い要望だということいふ発言がございました。私どももそうだと思うんです。国でつくった機関の勧告というものが軽々に扱われていいものではないと思う。そこで総務長官、一体この四週五休制という名前の公務員の週休二日制はどうされるのでしょうか。国会はもう余り日にちがありません。また、これは参議院選挙でありますから、多少会期延長等があるのかもしれないけれども、それにいたしましたとしてもまだ一体政府はこの週休二日制について態度が明確でない。これは一体どういうことなんだろうか。

人事院の勧告にもないような定年制でありますとか、あるいはその他のことについてはいふん早くあなた方決断された。しかし、肝心の勧告の中心でありますこの週休二日制については何にも意思表示がない。一体これはどういうことなのか、この点は総務長官からきちんとした態度を答へ願いたいと思っております。

もう一点重要なことが言われておりましたが、昇給制度については、これは公務員の給与制度の根幹をなすものだ、慎重にやりたいという答へが人事院からございました。私もそうだと思う。これは、いづれその時期になりましたら私もまた質問させていただきますが、いづれにいたしまして、これは人事院の勧告権にかかわることであって、総理府が軽々にこれらの問題をただ財政論だけで私は片づける問題ではないと思う。いま人事院に何か意見を聞いているようでありますが、したがって、これから給与制度の根幹をなすような問題については慎重な態度が必要だと思っております。そういう意味で、これについての再度人事院の総裁と重ねて総理府長官の見解を聞いておき

たいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) お答えをいたします。
いまの三点の問題についての御質問でございますが、お話をありました二点について私から御答弁を申し上げます。

第一の点は、給与改善その他の措置の早期実施の問題でございます。これは長年にわたって本委員会でもいろいろ御議論をいたしておることであります。政府といたしまして、いろいろの角度から検討を続けてまいっておられるようでございます。人事院といたしまして、勧告を出した限りはこれではできるだけ速やかに措置がしていただけるというところが一番望ましい事柄でございますからして、その点からやはり制度的に考慮すればどういふような名案があるだろうかといううな点につきましては、重大な関心を持ってわれわれもわれわれなりに検討はずっと続けてきておるのでございます。ただ、給与というものが、これは公務員の場合は申し上げるまでもなく法律制定事項ということになっておるわけであります。国会の御審議をいただかないでこれを独自に決めるというところは、これはやはり避けなければならぬと思っております。また、われわれの立場から直接に申し上げることはございませぬが、財政問題その他のこともございませぬからして、当然これは国会で御審議いただかなきゃならぬ事柄であらうというところでいままでも来ているわけです。

ただ、そのために、いろいろわれわれは口出しをしてとやかく言うべきことではないのかもしれませんが、場合によっては大変この取り扱いがおくれていくというような事態が間々起こります。昨年についても諸般の情勢というものはございまして、それなりの理由もあるわけでありまして、そういうことも、勧告が出てから実際に成立したのもう年未達し迫ったといううな取り扱いがなされておるわけでありまして、これを何とかしていただきたいということは従来から申し上げておりますし、いま申し上げましたように、政府としてもいろいろ真剣に御検討いただいておりますわけでは

ございますけれども、なおいろんな絡み合いもあってはつきりした結論が出ておらないということでは、いままで来ておるわけでございます。

私が意見として申し上げておきたいところは、国会の動きに対してとやかく注文らしいことを言うのは大変失礼千万でありまして、その点は御容赦願いたいと思うんですけれども、やはり給与勧告という事柄の性格から申しまして、国会で法案の取り扱いをいたしていただくときの何かやはり各党の申し合わせといううなことで、この案件はやはり勧告に基づく措置なんだからしてあらゆる議事に優先してやっていただくとか何とか、そういう申し合わせをしていただくことがいろいろ制度的な改善ということよりも一番手取り早い、しかも実現可能性の多い問題ではあるまいか。大変口幅狭いことで、私自身もよくじたるものがございましてけれども、そういうお願いがでるものではないものであろうかというところは、従来からも私自身の考え方として持っておるということだけを申し上げさせていただきます。

それから、第二の問題でございますが、昇給制度の問題、昇給停止の問題でございますが、これはいまお話がございましたように、われわれもやはり給与制度の一環として位置づけております。当然給与の官民較差が出てまいりますれば、この配分という問題に全部絡んでくるわけでございます。また、この問題について閣議でも取り上げられましたのは、それなりのやはり背景がございまして、よくよくのことがあろうという事情はお察しを申し上げます。この点は私の立場としても申し上げるにやぶさかではございませぬが、しかしやはり給与制度というものは、財政問題の見地からどうこうという筋合いのものではないと、これはやはり人事院制度というものがあろうと、人事院の給与勧告制度がある限りは、官民の較差というものに重点を置いて、そこにはつきりとした差が出てくればそれを埋め合わせするということでございます。その点について人事院としては物を申し上げる、その間においてやはりで

るだけ勧告はその実現のために御努力をいただくというところでございます。制度がいまのようである限りは、これはやはりその立場は堅持すべきであるという考え方を持っております。

したがって、昇給制度につきましても、そういう閣議決定もございましたし、われわれもいたしまして、従来からも給与の制度の一環といたしまして関心を持って調べてきております。また、今回の場合でも、民間給与の実態調査をやりまして、今この場合も調べて、実際の定期昇給制度とこの運用がどうなっているかといううなことは関心を持って見守つてまいりたいと思っておりますけれども、事柄はやはり給与制度の一環であるということから、これは厳密に勧告の中に入るべきものであるという立場は堅持をまいりたいと、かように考えております。

○国務大臣(小淵恵三君) お答えいたします。

第一の早期支給の問題につきましては、総理府といたしましては、この制度上の問題についていろいろとむずかしい点もあり、また現行制度の変更は一朝一夕にいかないというむずかしい点もありますが、しかし、かねてからの強い要望であることは十分承知をいたしておりますし、今般の組合と私との意見におきまして、私もその現状については深く理解をしておる旨を申し上げておるわけでありまして、私の役所でも、ペアがありまして、いまだく時期が違ふといううな形にもなっております。これは好ましい状態ではないと思っております。しかしながら、いま申し上げたように、なかなか人事院勧告制度の根幹に及ぶ重大な問題でありますだけに、簡単に処理できない重要な問題である。いま、人事院総裁からもお答えありましたが、人事院といたしましては真剣に御検討されておられるということでございます。また総理府といたしまして、現在この問題について鋭意検討を進めておるところでございます。今後とも人事院とも相談をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

第二の定昇延伸の問題につきましては、申すまでもありませんが、人事院勧告につきましては、従来からこれを尊重するという基本的な態度でございまして、この問題について、人事院の勧告が出されますればそれを尊重するといううな態度で処理いたしていくことは当然のことだと思っております。この件につきましては、先年の、給与に関する人事院勧告を受けまして給与改定いたしましたとき、政府の基本的考え方として、現在人事院にお願いしておることでございますので、それを待ちたいというふうに思っております。

それから、いわゆる週休二日でございますが、私も、この用語がやや国民に十分理解をされておられないということで、先般閣僚協を開きましたときに、四週一回交代半休制と、こういうふうにと長い名前が恐縮ですが、こういう形で国民の理解を得ようということで、現在、政府の最終的な法案として閣議決定をいたすべく最後の準備をいたしておるところでございますが、山崎委員御指摘のように、政府は何ら態度を明確にしてないかと、こういう御指摘がございました。この点につきましては、去る三月の二十六日に週休二日制関係閣僚懇談会におきまして、いま申し上げましたようなこの四週一回交代半休制として実施をする、すなわち人事院の勧告を尊重いたしまして、それを実施をいたすべく、その基本的な考え方につきまして閣僚懇談会で決定をいたし、かつ、そのことは閣議におきまして報告をいたしておるところでございます。現在、法律案を法制局で詰めて、できたら今週中に政府与党との調整を図りたい、こう思っておりますので、政府与党の自民党との交渉が、審議がクリアできますればきわめて早い時期に国会に御提出を申し上げて早々御審議をいただけるものと、こういうふうに御理解をお願いいたします次第でございます。

○山崎昇君 長官、この週休二日制、中身は四週五休制ですよ、いまあなたが言われたように。これは人事院の意思表示がなされてから二年間試行をやりまして、その間、政府の各省においても

それぞれ実施をされて、いまころになってまだ何か政府内部でもたもたしているというのは、どう考えても私も納得できないんですよ、これね。そして、人事院の意見の書簡というかつこうでありました、返事があったことは事実でありますけれども、定年制でありましたとか退職手当の問題で、昭和五十二年ぐらいたのデータで、こういう公務員を、何をいいますか、抑えつけないといふことか、給与を下げるという事か、そういうことについて、まああなた方きわめて敏速なんだよね。そして、多少でも公務員の皆さんの休暇問題となつてくるという、三年越し何にもしない。これからまた与党と連絡とつて、まあできればという話です。しかし、できればと言つたつて、今月も終わりに近づいてきているわけですね。御案内のとおり、連休明けたらもうそれどころの話じゃないんじゃないでしょうか。私はそういう意味で、きわめて政府の態度というのには納得できない。総務長官は一体何しているんだらうか。まあ口の悪い人は、あなたにまつわるいろんなことあるものだから、そればかり走っているんじゃないかと言ふ人もいますが、あえてそんなことは言わぬにいたしまして、少し私は政府のやり方が片手落ちではないんだらうかという気がします。そういう意味では、努力されているようではありますけれども、もっとひとつ真剣に私は考えてもらいたいということを申し上げておきたいと思ふんです。

さらに、最近公務員の問題をめぐりまして各種の実是不祥事件等が相次いだものですから、何か公務員全般の問題があるようにも宣伝もされてるし、国民の皆さんの一部にはそう考へていられる人もいます。しかし私は、そういうときは、やはり公務員を管理している総務長官が、そうではないんだと、多少一部におかしい者もおつたけれども、公務員全体としてはそうではないんだということをきちんと私はしませんが、公務員全体が意気消沈しちゃつて、職場が沈滞して、逆に公務の能率なんか上がりやせめですよ。そこへ持つてきて、追い打ちかけるように公務員を何か抑えるような法案ばかりいひ先に出てくる。こういうやり方は、やはり政治的に考へても私はとるべき手段ではない、こう考へておりますので、その点はぜひひとつ総務長官も前向きでもっと検討願ひたい。

先ほど申し上げましたように、この人事院勧告あるいは公務員給与というのはいきわめて影響するところが大い問題でありますだけに、私どもも真剣に考へているつもりです。どうかその点だけ、最後にこの問題申し上げて、この公務員の給与問題等めぐります問題点については、一応、きよう本筋でありませぬから、終えておきたいと思ひます。

それでは、引き続きまして恩給について二、三お聞きをしておきたいと思ひます。

衆議院の内閣委員会の論議もかなり私は読ましてもらいました、また関係者から話も聞きまして、余りこれとダブつていかぬであらうという気もいたしますので、あえて衆議院でやりました問題点等についてはその質問するつもりもございません。多少まあダブる点ありますが、それは御了承願ひしておきたいと思ふんです。

きようは主として技術的な点でお聞きをしておきたいと思ふんです。

第一は、私が今まで主張している一つの問題点として、仮定俸給のあり方について前回も私は議論してまいりました。今度も御案内のとおり、去年の人事院勧告が土台になりました、三・四％プラス三千二百円というのが基準になって兵の二十一号俸が三・八％ぐらいた上るという筋道になっていまして、ところが、どう考へてみましても、この仮定号俸の最低の十八号俸を見ますと、この、これは公務員の行(二)の最低月額よりも低い、月額に直しますという。一体この仮定号俸というものと、それから、これは兵でありますから、恐らく平均年齢は満二十、数えて言うならば二十一か二十二になるかと思ひます。そういう意味で言うと、この公務員のいわば行(二)の最低賃金より

もつと低いものが仮定俸給だということにどうして私は納得できないんです。したがつて、この仮定号俸のあり方についてもう一度ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小堀鐵雄君) 恩給の仮定俸給でございますが、これは先生御案内のように、いわゆる現職の公務員で通し号俸制がなくなりました三十五年十月、これ以降におきましては、恩給独自の改善方式といひますか、退職当時の俸給の実質価値の維持というふうなことから、いろんな方式をとつてまいつたわけでございまして、その指標としていたしましては、物価をとつたこともございまして、あるいは物価と給与をあわせとつたこともございまして、ただ、四十八年以降は、公務員の給与の改善率、これを使つてまいつておるわけでございまして。

先生のおつしやるような、現職の公務員と恩給の仮定俸給、これの違いというのは一つの原因は、現職の俸給改善というもののの中には、単なるベースアップのほかに、いろんなそのときの労働需給の関係とか、そういうこととでかさ上げされるとか、あるいは特別昇給の制度があるとか、そういうたわゆるベースアップ以外の要素も加味されたアップになつておるわけでございまして。恩給の方は、いま申し上げましたように、退職当時の実質価値を維持するといふところに重点を置きまして改善を行つてきておる、こういう点があるのではないかとと思ひます。

先生おつしやいましたように、確かに十八号俸といふのはこれはもう給与表には行(一)、行(二)ともにごさいませんが、いま一番低いのは兵の二十一号俸でございまして、仮にこれをとりましても非常に低くなつておるというところは先生御指摘のとおりでございまして、ただ、兵の仮定俸給というのは、これはまた恩給独自のいひますか、御承知のように兵といふのはかつては月給七円ぐらいたの時代で、特段の仮定俸給といふのを設けて文官とはまた違つた仮定俸給を使つておつたわけでございまして。そういう関係から、確かに兵の階級の

相当する二十一号俸といふのは非常に低い仮定俸給になつておるかと思ひます。

まあ、それは申しまして、やはり恩給が生活の支えの一つになるというところもございまして、この仮定俸給という面ではつともいま申し上げたような経過がございまして、なかなかこれを補正するといひますので、いろいろ給与面の改善を考へておるわけでございまして、今回も最低保障というふうな制度、これを大幅に引き上げるといふようなことで、たとえば今回六十四万七千円から七十万円に上げるわけでございまして、これをともとの俸給に引き直しますと、五等級の十号俸とかあるいは四等級の五号俸という程度のところまで上がるわけで、それが最低保障として保障されておるわけでございまして。まあ、確かに仮定俸給といふのが恩給計算の基礎でございまして、これが余り低いのはおかしいじゃないかとおつしやる意味もよくわかるのでございましてけれども、いま申し上げましたように、下から上までずつと一連の動きと考へますと、非常に下だけ上げるといふのがまたむずかしい問題もございまして、そういう意味で、給与面で改善を圖つていくというところで御了解いただきたいと思ひわけでございまして。

○山崎昇君 給与面で改善を図るのは当然であつて、それはそれでいいと思ふ。しかし、基本はやはり仮定号俸が基本になるわけでしょう。その仮定号俸が、いまあなたがらる説明されているように、きわめて合わないんです。というの、あなたいま昇給の話出ましたけれども、私の申し上げているのはこれは本俸で言つておるわけでありまして、本俸に定期昇給入つておるわけじゃないから、どう考へてみたつて、これは何回も私は言つておるけれども、十八号俸で言つて、この月額に直して六万五千二百二十五円です。行政(二)の最低でありまして五等級の初号でも六万九千円です。やはり余りにも低い。一番上と一番下と比較しますと、通し号俸であります、比較するとさ

つと六対一ぐらいですね、一番上の将官クラスと下の者と比べますという。こういうあり方というものは、やはりできるだけ直すべきじゃないでしょうか。仮定号俸を直して、その上でなおかつ最低保障をどうするかという意味であなた方がいろいろ工夫をされて改善することにばくちとやかく言うわけじゃありません。しかし、仮定号俸そのものがこれだけ差があつて低くて、公務員の最低であり職員よりも低いもので結構でありますというところに私はならないと思うんですよ。その点で、たびたび私はこの委員会を指摘をしているわけ。

それから、いまあなたが兵の中心が二十一号俸だと、こういう話であります。この二十一号俸をとつてみても、恐らくこれはあれじゃないでしようか、昔言いますから、私も兵隊検査やつたのが満二十ですね。ですから、兵ということになれば当然満二十か数えで言えば二十一か二十二、人によりますけれども、それぐらいになりますという、いまの公務員の初任給からいきましたもかなりの低さになりますよ、これ。ですから、私は一番基礎になりますこの仮定号俸というのをやはり合理的にきちんとすべきではないか、その上で各種の対策なら対策を講じて改善をすべきものではないんだらうか、そういう意味で何回かここであなたの方に質問をしておるわけなんです、ぜひこの点は、仮に来年すぐ一遍にいかぬまでもひとつ直してほしい。

特に給与の改善は、多少ことしの場合も昨年のように、三・四プラス三千二百円といひますから、率だけでいいですね。これも承知いたします。承知いたしますが、率だけでいいとしたら、やはり上厚下薄は歴然たるものになつてきます。そういう意味で、あなた方は苦心してプラス一律方式をとつておられるのだと思うんですが、そういう意味でも、この仮定号俸のあり方についても一遍ひとつあなたの見解を聞いておきたい。

○政府委員(小熊雄雄君) 仮定俸給のあり方、私も先ほど申し上げましたように、確かに恩給計算

の基礎になつておるわけでございますので、いま先生の御指摘の点もありますので、時間がかかるかと思いますが、またいろいろ検討、研究してみたいと思ひます。

○山崎昇君 これは本場に真剣に考えてください。何回も申し上げておりますように、二十一号だつて月額にして六万八千七百五十円にしかならない。公務員の高卒で八の三で七万八千九百円ですから、仮にこの公務員が二十になつたと仮定するというと、八の四ぐらいですが、八万一千四百円です。考えてみれば、ざつと一万二千元ぐらいの差になつてくる。私は仮定号俸でこれだけ差が出たら大変なことだと思ひます、これ月額に直して申し上げておるわけですが、ぜひひとつこれは真剣に再度考えてもらいたいということをお願いいたします。

それから、次にお聞きをしておきたいのは、これはなかなか計算はむずかしいと思ひますが、一遍聞いてみたいと思ひるのは、三・四プラス三千二百円、しかし兵の場合には三・八%という基準をとつて、上に行くに従つて多少パーセントを低めておりますが、公務員の場合は、昨年の人事院勧告で言うところの(一)と(二)と平均して三・七%になるわけなんです。したがつて、この兵の場合、最低保障もいろいろ改善しておりますからなかなか出しにくいと思ひますが、平均したらどれぐらいの改善率になりますか、計算したことがあればひとつ説明願ひたい。

○政府委員(小熊雄雄君) 兵の場合だけという計算はちょっとございませぬけれども、全体として仮定俸給のアップ率、これは各号俸の人員でウェイトいたしまして平均しますと三・七五%になります。それから、これは御承知のように、いま議論があつたわけですが、下の方の兵の号俸で計算して恩給を支給するというのはほとんどございませんで、ほとんどが最低保障に裏打ちされているわけでございますが、その給与面でも最低保障をも入れまして計算いたしますと五・一九%、これが軍人の場合だけとりますと五・四二%という数字に

なります。

○山崎昇君 いまの三・七五%というのは全部平均して……

○政府委員(小熊雄雄君) そうです。

○山崎昇君 それから五・一九というのは、最低保障を含めれば五・一九……

○政府委員(小熊雄雄君) 支給面で計算したわけですね。

○山崎昇君 支給面だけでですか、改善率ではないんですか。

○政府委員(小熊雄雄君) じゃなくて。

○山崎昇君 それから旧軍人だけで言えば五・四二の支給率になる、こういうことですね。

○政府委員(小熊雄雄君) はい、そういうことでございませぬ。

○山崎昇君 そうすると、改善率と支給率に乖離がありますか。ほぼ同じと見ていいですか。

○政府委員(小熊雄雄君) いま申し上げましたように、支給の方は、最低保障を受けている人は最低保障のウェイトでやっておりますので、これはぐつと高くなつておると思ひます。

○山崎昇君 それは承つておきます。それから次に、これも一般論でありますけれども、退職の年次によりましては多少プラス一律方式等とつておつたり、あるいは昭和四十八年に七十歳以上の場合に四号俸、仮定号俸を改めたりしておりますから、一概に言えませんが、それでも私はやはり上厚下薄という形、あるいは退職年次によりましては較差というものがかなり離れていつておるのではないんだらうか。これは厳密に私に計算してございませぬから申し上げられないと思ひますが、もし恩給局の方でそういう点がないのなら、それはこういう理由なんだという点がありましてお聞きをしておきたいと思ひますが、特に公務員の給与ベースによつて改善をするというこの率でいくものでしたら、どうしても古い者は改善の仕方というものがだんだんおくれいていく、新しい者はどう有利に展開していくという形、これは私は出ていくんじゃないんだらうかと

いう気がしてしようがありません。そういう意味で、その辺の事情がどんなになつておるのか、もしわかりましたら説明を願ひたい。

○政府委員(小熊雄雄君) 恩給年額は退職年次が後の者ほどよくなつておるんじゃないかという御指摘かと思ひますが、この年次別格差の中で、一つはまず恩給制度そのものが三十四年にもう共済に切りかわつております。それで、それ以前にやめたいわゆる恩給受給者の間の差、これは、先生いま御指摘のように、昭和二十三年の俸給切りかえから数回にわたつてその改善を図つておりました、したがつて、恩給受給者の中の年次別格差、これはもうないものと考えております。ただ、三十四年に今度共済に移行しましてから以降の、いわゆる現職公務員といひますか、これとすでに三十四年以前にやめられた方、この間には、先ほど申し上げましたように、この間には若干あるいは格差があるかとも思ひますが、これも四十八年あるいは五十二年に改善いたしておりますので、まずほとんどないではないかというように考えております。

○山崎昇君 その点はあれですか、厳密に検討されたことありませんか。いまあなたから、くしくも三十四年に国家公務員の場合は共済組合に移行、三十七年から地方公務員が移行してございます、したがつて、その後は恩給法の計算と共済組合法の計算で合算でありますから、当然体系の違ひは私も承知しているつもりです。しかし、それでもなおかつ、それ以前に恩給だけもらつておる者は、多少途中でいま話があらまされたように手直しはしておりますけれども、それでもなおかつ私はかなり格差があるんじゃないかという、これは自分でもまだ厳密な計算してございませぬから言えませんが、ひとつ恩給局でも検討願ひまして、もしそういう格差があるならば当然早くにやめられた方々に対して、ただ恩給法で一般的に軍人恩給と一緒に直すというだけではない、私は措置を願ひたいというように思つておるんで

すが、その点ですか。

○政府委員(小倉雄雄君) いままだ確実にどれだけの格差があるというようなお答えはできません。ただ、格差があるという点については、同じ公務員の年金制度でございまして、余り共済年金と恩給との間に大きな格差があるというところは必ずしも好ましいことじゃありません。いろいろ検討いたしてまいりたいと思います。

○山崎昇君 次に聞きをしておきたいのは、公務扶助料の最低保障についてお聞きをしたいんですが、まず、今回の改正案で公務扶助料が四月からと六月から変わってまいりますが、どういふふうに変わるのか、簡単にひとつ説明を聞いてから問題点を指摘したいと思うんですが、御説明をお願いいたします。

○政府委員(小倉雄雄君) 公務扶助料の最低保障額でございますが、五十四年度における最低保障額は九十一万八千円、これに遺族加算を含めまして九十九万四千円、月額にして八万二千五百円になるわけでございます。

(委員長退席、理事林直君着席)

今回改善いたしますのが、まず四月には兵のアップ率三・八%アップしまして、さらに六月に特段の上乗せをいたしまして、遺族加算を含む額が百十三万四千円、月額にいたしまして九万四千五百円ということになっております。

○山崎昇君 そこで、あなたにお聞きしたいのは、この公務扶助料と性格は違いますが、今度の国会に政府から国家公務員の災害補償法の改正案が出されております。この遺族補償年金を見るとかなり差があります。したがって、公務扶助料と、こつちは現職でありまして、国家公務員災害補償法に言う遺族年金との間に私は相当差があると思うんですが、どういふふうにお考えになつていらっしゃるのか。あなた方も差があるとお考えだと思つていますが、その点についてひとつ見解を聞いておきたい。

○政府委員(小倉雄雄君) 国家公務員の災害補償

法でございますが、これは御承知のように非常に複雑な仕組みになっておりまして、なかなか簡単にこの比較するというのがむずかしいと思つてございまして、ただ、いま公務扶助料の最低保障額ということの並びで仮に例を一つとりまして、いまの自衛官が高等学校を卒業して一年勤めてその間に公務死したというような場合を一つ例にとつてみますと、普通公務の場合でございますとこれが五十一万円、さらに特別給付金二割を加えて六十二万円、これが特別公務でございまして約七十七万円、特別給付金を加えて九十三万円というふうな金額になるわけでございまして、これはもちろんもつと高いところをとればもつと高くなりますし、どの辺をとるかによつても変わつてくると思いますが、現在の公務扶助料の百十三万四千円でございますが、大体災害補償だけをとりますと、まあわりあいいい線にいつているんじゃないかというふうな感じでございます。

○山崎昇君 やはりあなた認識大分違うんだね。私は人事院で計算したものをいまここに持つておりますがね。これは一つの改善具体例として人事院がつくつてゐるものですが、これによりましていうと、行政職の六の十というのを一応平均だといふのでとつてゐます。月額を六千円と仮定をしていろいろ計算をされております。この計算を見るときと、途中の計算を省きますが、月額にして現行で十万九千五百円、これが改正されると十一万五千八百円になる。

(理事林直君退席、委員長着席)

あなたの方の公務扶助料が改正されて、先ほど御説明のように九万四千五百円だと言つた。ざつと月額で二万一千三百円の差があります。だから、同じ公務で恩給法で扶助料としてもらうと月このぐらゐの差がある。現職の公務員が公務員災害補償法に基づいて遺族年金をもらうとどういふ計算になる。さらにその上に公務員の場合には一時金で五百万までもらうことができるようになってい

る。私は、こういうことはやはり同じ公務で、恩給法は長い歴史のある法律でありますから、そう簡単に交えられないことも承知いたしておりますが、それにしても同じ公務で亡くなられている片やその恩給法の扶助料をもらう者と片や国家公務員災害補償法の遺族年金をもらう者との間に、月額にしてこれだけ現行で差があるというところは、やはり問題点として考え直さざるを得ないんじゃないでしょうか。あるいはまた、従前は共済組合法の例で計算されたりあるいは厚生年金の關係で計算されたり、いろいろやられておりますけれども、いづれにいたしましても私はやはり不合理だと思つてゐます。いい線いつているんじゃないか、ことにはならぬんじゃないでしょうか、どうですか。

○政府委員(小倉雄雄君) 公務扶助料につきましては、いま先生御指摘のようにずっと従来のいろんな経過でございます。各種の恩給があるわけでございまして、その中でも非常に特段に従来ともかさ上げを考えてきておつたわけでございます。したがつて、ほかの種類の恩給との並びもあるかと思ひますが、先生おっしゃいましたような事実もこれ踏まえまして、今後とも改善に向かつて検討してまいりたいと、このように考えております。

○山崎昇君 今後ともと言つても、あなた来年度直しますか。

私は、やはりこういう問題点というのは、あなた方は専門家なんだから、数字的にそれから根拠を明確にして、現状がどうで、しかし過去の歴史もありまして、現状がどうで、あなた方もさういふ態度がなければならぬとおかしいじゃないでしょうか。そういう意味で、これは宿題として出しておきますが、来年度予算編成の際には、半分でも三分の二でも結構であります。少なくともこういう差のないようにきちんとしてあげたい。このことだけ重ねてあなたに申し上げておきたいと思つてゐます。

それは、次にあなたにお聞きをしておきたいのは、傷病恩給とそれからまた国家公務員の災害補償法との關係についてあわせて一点お聞きをしておきたいと思つてゐます。

今度出されております公務員の災害補償法を私ども見ておりますと、(「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの」あるいは「胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの」等について改善が図られようとしてゐるわけですが、そこで、恩給法に言う傷病恩給の中で、今日まで多少改善はされてきておりますが、しかしそれでも御存じのうちに、障害の程度が十二の段階に分かれてゐる。これは御存じのとおり、特別項症、第一から第六項症、それから第一から第五の款症に分かれてゐるわけですが、この症状等差というものが、かつて傷病恩給等差調査委員会があつてその答申が出されておるわけで、一部あなたの方でも手直しをされてゐるわけでありまして、私はまだ十分ではないんだらうかというふうに考えます。

特に、今回の国家公務員の災害補償法を見ますと、とうとう、肺結核、精神障害あるいは外傷性でんかん等の三病については症状等差査定方針が示されて、これらの問題については改善をするという方向へ行つてゐると私も聞いておるわけなんです。一体これらと関連して傷病恩給におきましてこれらの点どうされようというのか。あるいは、さつき指摘いたしましたように、症状等差の答申を受けましてまだ未解決の点があると思つてゐますが、それらの点はどういふ改善方法をとるのか、あわせてひとつお聞きをしておきたい。

○政府委員(小倉雄雄君) 傷病恩給の査定基準でございますが、これにつきましては、戦後におきましては昭和三十三年に肺結核それから精神障害等の査定基準を見直しを行つております。それから先生御指摘のようになつた四十一年に症状等差調査会、これが設けられまして、この答申を受けまして昭和四十四年に、これもいろいろの答申が上に

上るもの、下になるもの、そのままのものと
いろいろあったわけでございますが、下になる
ものを除きまして全部改善を加えておりまし
て、いま先生御指摘の精神障害についてもこの際改善
されております。したがって、今度の災害補
償法で改善が二項目ばかり入っているようにござ
います。これは織り込み済みだというふうに考
えております。

○山崎昇君 そうすると、傷病恩給の關係と国家
公務員災害補償法でいうこれらの關係との間には
格差がない。こういうふうに理解していいです
か。

○政府委員(小熊雄雄君) 症状等差の方は一級か
らずうと通してあるわけですが、それから恩給の
切り方としまして、いま先生おっしゃいましたよ
うな特別項症から七項症まで、それから一級症か
ら四級症まで、こういうことになっておりまし
て、どこどこを比べてどうというあれはなかな
かむずかしい問題かと思ひますが、考え方として
はまず変わっていないというようにお考えいた
だいて結構かと思ひます。

○山崎昇君 次に御聞きをしておきたいのは、六
十五歳以上の長期在職者の普通恩給についてお聞
きをしておきたいと思ひます。

これも六月分から加算されて、御存じのよ
うに七十万という形に最低保障なるわけなんです
が、一体この七十万というのはどういう根拠でど
ういう計算で出てきたものか、まずその点から説
明願ひたい。

○政府委員(小熊雄雄君) この最低保障七十万の
計算でございますが、まず計算式の中に三つござ
いまして、一つは公的年金といひますが、これの
水準になるかと思ひますが、厚生年金の定額部分
というのがございます。これをまずそのまゝ基礎
に置きまして、これが四十九万二千円でありま
す。それから厚生年金の計算でもそうございま
すが、報酬比例部分というのがございます。こ
れを恩給がらみといひますが、恩給並みの報酬比
例部分の計算をいたしまして、それにさらに加給

分、これを加えましていま申し上げたような七十
万といひますが、詳しくは六十九万九千七百五十
円になるわけでございますが、これを切り上げて
七十万とするという計算になっております。

○山崎昇君 そこで、まず御聞きをしたいのは、
あなた方が予算要求するときには、従来の共済組
合方式で計算をして七十二万四千円という要求を
したんじゃないでしょうか。だから、それは査定
されて七十万という、後から理屈をつければ、こ
の厚生年金のやり方で定額部分が四十九万二千
円、報酬比例部分で十二万三千七百五十円、それ
に扶養加給分が、私どもの計算ではほぼ〇・七人
分ぐらい見て八万四千円ぐらい足して、さつき総
トータルとして六十九万九千七百五十円と、こ
ういう計算、だから七十万だと、こういうのです
ね。ところが、従来とっておりました厚生年金方
式で私ども計算をしていくという、この数字よ
り上になるんじゃないでしょうか。私の計算では
八十一万ぐらいになるんじゃないだろうかという
ふうに計算をするんですが、それは間違ひでし
ょうか、どうでしょうか。

○政府委員(小熊雄雄君) 従来方式でやりま
す、先生いまおっしゃったような八十一万円にな
るわけでございます。

○山崎昇君 どうして従来方式がとられなくて、
七十万という形にして、逆算をしていまのような
計算になったんじゃないかと私は思ふんですが、そ
の理屈がどうも私にはわからない。もう一遍説明
願ひたい。

○政府委員(小熊雄雄君) 厚生年金につきまして
は、先生御承知のように、何年かに一回ずつ見直
しをやりましてその間は余り上がらない。あると
きがぐっと上がるというような方式になってお
るわけでございます。で、今度厚生年金の改善とい
うのがそういう時期に当たりました。がぐっと上
がるような時期になっておるわけでございます。
恩給としましては、やはり恩給独自の恩給的な改
善を今後とも続けていくという意味では、この際
恩給独自の方式に踏み切った方がいいのではないか

かと、先ほど先生数字七十万に合せてこういう
ものをつくったというお話ですが、必ずしもそう
ではございませんで、やはり当時これ概算要求つ
くるころはまだ厚生年金どうなるかというよう
なことも全然わからない時期でございまして、た
だ、今度はがっくりと上がってくるというよう
なうわさといひますが、そういう話がありまして、
いつまでもそういう追従方式よりは恩給独自の考
え方を取り入れるべきではないかという意見が出
まして、それでいま申し上げたような恩給独自
に、物価なりあるいは給与改善といひますが、ベ
ースアップなりあるいは扶養加給の改善というよ
うなものが毎年織り込めるような方式で考えるべ
きではないかというところでこの方式をとったわけ
でございます。

○山崎昇君 しかし、いまあなたの説明による
と、やはり厚生年金の定額部分二十五万に二百
四十万月掛けで計算される。それから、報酬比例
部分、これも同じことですね。それから、扶養加
給分についてもそうです。そうすると、たとえば
厚生年金の最低報酬が上がった場合一体どうな
る。計算ががらりと変わります。それはじゃこ
とでは見ないのですか。だから、従来の方式であ
なたの方でやっておいたものを、今度七十万にするた
めにわざわざやめたのじゃないでしょうか。私ど
もそう意地悪くとりたくないと思つてゐるので
が、予算査定で抑えられたからどうしてもその逆
算でこういう計算をあなた方はとつてゐるのじゃ
ないだろうか、そう思われてならないのですよ。
どうでしょうか、それは思ひ過ぎですか。少し
私が意地悪過ぎますか。

○政府委員(小熊雄雄君) 必ずしも先生が意地悪
と思ひませんけれども、いま申し上げましたよう
に、毎年何らかの改善、今後これはひとつ先生に
もごらんになっていただきたかと思つてございま
すが、これは恩給独自のといひますが、恩給方
式の改善というものを今後とも考えてまいりたい
と思ひますので、もうしばらくこれをごらんにな
つていただきたかというふうに思つてございま
す。

○山崎昇君 もうしばらくごらんになつて
ばくらはもううのでもないから幾らでも見ていま
すよ。もうう人はそんな悠長なことを言つておられ
ませんよ。物価はどんどん上がると、厚生年金の
最低報酬額が上がれば、自分で計算すればすぐ出
てくるわけですから。ですから、そんなのんきな
ことを言つてゐる場合じゃないんじゃないかと思
うので、この点はやはり私の方がきちんと申し上
げておきますから、ひとつ再検討願つておきたい
と思ふのです。

それから、次にお聞きをしておきたいのは、普
通扶助料についてお聞きをしておきます。
昨年、私が多少質問して、年齢制限が撤廃にな
つて、これは一つの前進だと思つてゐるわけなん
ですが、しかしこの最低保障額がこれまた上がつ
ていくわけなんですけれども、その基本的な考え
方をまずお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(小熊雄雄君) 最低保障につきては、
国会でもしばしば御議論いただいておりますが、
毎年この普通恩給に対する給付率といひます
が、この改善を図つてきておるわけでございま
す。それで、昨年になつて普通恩給の六五〇とい
う線になったわけでございます。今回もいまお話
の出でおりました普通恩給の最低保障のアップ、
これを見まして同じような率でアップするという
ことでございます。

ただ、今回は厚生年金の寡婦加算が非常に上
がつておりました、四万八千円から十二万円に上
がつておりました。四万八千円から十二万円に上
がつておりました。これを加えますと、従来にないわけ
でございますが、八二〇の給付率になるというこ
とでございます。

○山崎昇君 この普通扶助料の計算が、いまあ
なたが百分の六十五といふ——七十万に百分の六
十五を掛けると四十五万五千円ですね。ところが、
大蔵省にあなたの方が要求したのは五十万四千円
じゃないですか。この五十万四千円という、どう
いう計算になりますか。まずその点が私ばかり

ません。

それから、先ほどちょっと質問いたしました兵の仮定俸給を大体三・八%上げていたわけなんです、それで計算すると六月分から四十五万五千円ぐらになる。これと実は普通扶助料と合わせたんじやないんですか。数字でいくと似たようなものになるんじやないんだらうかと思うのですが、第一に、大蔵省に要求した五十万四千円というのはいくら根拠でやって、今度四十五万五千円というのは、昨年も百分の六十五という数字は使っていますが、それはそれなりに私も理解をしておきたいと思うのですが、いずれにいたしましても、四十五万五千円の根拠が私はやはり不明確ではないんだらうかと、余りはつきりしてないんじやないんだらうかと、これも数字合わせではないんだらうかという気がしますが、どうですか。

○政府委員(小龍雄雄君) 先生先ほどおっしゃられた五十万四千円でございますが、これはまさに厚生年金の定額部分になるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この際厚生年金と離れて恩給独自の考え方ということもございまして、特に寡婦加算が非常に、特段に増額になるというふうなことから、アップ率としましては普通恩給の最低保障、これのアップ率をそのまま用いたと、こういうことでございます。

○山崎昇君 先ほど来からあなたは厚生年金方式を改めて恩給独自と言っているけれども、六十五歳以上の長期在職者の普通恩給の計算は厚生年金の例をとっているわけでしょう、さっきあなた説明したとおり。そして、予算要求やつたときには従来の方式でやって、今度は査定されて減ってきたから独自の方式とあなたの方で言っているんじやないでしょうか。しかし、恩給だけ独自の方式とれますか、あなた。どうしてもやはり基礎にありますのは、厚生年金なり共済年金なりそういうもののバランスをとったり、あるいはその方式を度外視して恩給法独自の方式なんかとれないと思うのですよ。そうすると、出た結果について逆算をしてあなた方は独自だと主張し

ているだけにすぎなくて、実際は独自のものなのか私はできないと思っているんです。その点どうですか、これも意地悪いんですか。

○政府委員(小龍雄雄君) 意地悪ですとは申し上げませんが、もちろん先生おっしゃったように、恩給だけ先走ることもおくれることもできませんで、やはり厚生年金とかあるのは共済年金、これを横にらみしながらいろいろな改善を考えていかなければならないというように考えておるわけでございまして。ただ、その方式としまして、先ほど申し上げましたように、普通恩給要求の時期ではまだ厚生年金の改善その他も出ていませんし、どうしても何らかの恩給独自の考え方というのを入れてまいりたいというのが私どもの考え方であつたわけでございまして。

○山崎昇君 次に、寡婦加算についてお聞きをしておきたいのですが、私は寡婦加算というのは本来にこのときの改善の場合にはぐっと上げましたから、その意味ではあなたの方の努力を認めるにやぶさかではないわけですが、したがって、扶助料等は公務もそうでありまして、普通の場合もそうでありますが、最低保障が大変いままで比べたらよくなったという私も私そうだと思うのです。ただ、これと関連しまして、扶助料が一般的に、年金もそうでありまして、支給率が半分的になるわけですね。ただ、寡婦加算とかそういうものがぐっと上がりまして、先ほど説明ありましたように、八二%ぐらになる、こうあなたがおっしゃっているわけですが、それはそのとおりだと思うのです。ただ一般論として、寡婦加算もさることながら、やはり遺族年金とか普通扶助料とか公務扶助料も含めまして、扶助料関係というものが一般論として在職者の半分しかならない。これがILOでも、年金等の場合の遺族年金は少なくとも百分の六十、できれば百分の八十ぐらにせよと、こういうわけなんです、そういうものと関連をしてあなたの方の見解をひとつ聞い

ておきたいと思うのです。それから、寡婦加算をこれだけ上げなければ最低保障が保てないものだから上げたんだと思うのですが、今後この寡婦加算について引き続いてどんな見解を持っていられるのか、あわせてこれも聞いておきたいと思う。

低保障が保てないものだから上げたんだと思うのですが、今後この寡婦加算について引き続いてどんな見解を持っていられるのか、あわせてこれも聞いておきたいと思う。

○政府委員(小龍雄雄君) 扶助料がいま原則は普通恩給の五〇%になつておるわけでございまして、この五〇%を引き上げるべきだというお話かと思ひますが、扶助料の改善方法としてそういう話した給付割合を上げるという方法ももちろん考えられるわけでございますが、これをやりますと、先ほど申し上げた話の出ましたむしろ上厚下薄になるような改善になつてしまふということで、この寡婦加算というのを入れましてずつと定額の積み込みというふうなやつでやってきたわけでござい

この寡婦加算の今後の改善ということにつきましては、これまでほかのいろいろな年金制度の並びもあるかと思ひますが、やはり改善を考えてまいりたというふうな考えをしております。

○山崎昇君 次に、厚生省も来ておられるようですからお聞きをしておきたいんです。

日赤の看護婦の問題については、ようやく五十四年の四月から、十万から三十万の間であります、慰労給付金として支給されることになってい

るわけなんです、そこで、これはまあ恩給ではありませんが、過去の苦勞といひますが、そういうものに対する慰勞という形で慰労給付金になっていることは私も承知しておりますが、しかし一般的に、やはり恩給も多少スライドする、あるいは年金もそれなりに上げていく、こういう中で、これは過去の苦勞に対する慰労金だからもうこの固定された十万から三十万でいいんだという理論には私はやはりならんじやないだらうかと。この点について、いままの物価問題等のめんどろを見るというのが私は筋道じやないんだらうか、こう考へるんですが、この日赤看護婦にいま支給し

は厚生省にも聞きたいし、それから扱いました総理府にもお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(関通彰君) 日赤の従軍看護婦に對します慰勞金は、先生ただいまお触れになりましたように、五十四年度から実施し、昨年の十二月に最初の交付をいたしております、五十五年度もその経費を総理府の予算に計上してゐるわけでござい

ますが、いわゆるスライドの計算をしてないわけでございます。これは、やはり慰勞金の本質的な性格からくるものでございまして、本委員会でも御審議の際明らかにされておりますが、なかなか従軍看護婦の問題は既存の恩給あるいは年金制度に乗せがたい。年金制度でございまして、所得保障的な性格を持っておりますのでスライド制を採用いたしておりますが、そういう年金制度には乗せにくい。しかし、過去の苦勞には何とかして報いる方法がないかということとどられたのがこの慰勞金の措置でございます。

慰勞金の形で出します場合、あるいは一時金の形あるいは十年償還の国債等の方法もあるかと思ひます。こういう方法でございましてスライドの道は閉ざされるわけでございまして、そうではなくて、年々予算措置をして支給するという形はとっておりまして、ただ基本的に、ただいま申しましたような過去の苦勞に対する慰勞ということでございますのでスライド制を採用してない、かように御理解いただきたいと思います。

○山崎昇君 ですから、性格は私もそれは承知した上であなたに聞いているわけですが、しかし、これを決めるまでの間にいろいろなことがありましたけれども、やはり決める方は恩給同様に年限でやっているわけですね。実在の年限で金額決めていくわけでしょう、実際問題としては。そうだとすれば、当然やはり恩給に準じた考え方をとつても私はいいのではないかと。ただ、スライドという言葉がいけないのであれば、二年に一遍でも改定をするとか、あるいは三年がいいという意味ではありませんが、例として言えば、三年に一遍金額を改定するとか、そういうことがやはりあつても

いいんではないでしょうか。それは恩給法によらないことは承知しています。過去の苦勞に対する慰勞だということも承知しています。しかし半面、それに対して、いま生活が大変だから、多少それに報いるために補助的な意味もありまして支給しているんだと思うんですよ。そういう意味で言えば、一般の世の中が全部毎年毎年これだけ議論されて、恩給にしろ年金にしろあるいは公務員の災害補償にしろ改定されていく。これだけ、決めたが最後一遍も変えないという考え方は私はとるべきじゃないと思うんです。どうですか、スライドをまず考えて、どうしても理屈の上でスライドが困難だというなら、まあ、毎年毎年改定ということも何なら、せめて二年に一遍程度はやはりそれ相応に変える、そういう考え方があっていいんじゃないんだらうかと思うんですが、どうですか。これは総理府にも聞いておきます。

○政府委員(関通彰君) 慰勞金の基本的な性格からスライド制というのはとりがたいわけですが、さすがに、年々予算を計上している措置でございまして、昨年初めて支給したばかりでございまして、五十五年度は二年目ということでございまして、年々予算を計上する措置でございまして、将来の問題といたしましては、予期せぬような経済変動等ございましたらそれなりに検討はして対応しなければならぬ、かように考えております。

○山崎昇君 厚生省どうですか。

○説明員(森山喜久雄君) 日赤の従軍看護婦さんの件に関しましては、厚生省の方では扱っておりませんので。

○山崎昇君 最初はそうじゃないじゃないですか、あなた。物の考え方をいま聞いているわけですから。

そうすると、いま、ことしで二年目だから、経済の変動という言葉をあなた使ったが、少なくとも来年度ぐらひは多少改定をするという考え方はあります。そういう方向を考えるとということに理解していいですか。それは、どうするということはいますぐぱつと言えないかもしれませんが、

少なくとも総理府の中には、やはりこれ多少変えなきゃいかぬなあという程度でもお考えがあるのかどうか、これは総務長官の政治要素も入ってきますから、あなたの決断も聞いておきます。

○政府委員(関通彰君) 将来の問題として、著しい経済変動がございましたら検討しなければならぬかと存じておりますが、ただいま先生おっしゃいましたような、具体的に五十六年度といううなことは総理府といたしましてはまだ考えておりません。

○山崎昇君 どうですか、長官、来年度考えてよ、これ。

○国務大臣(小淵恵三君) 本件につきましては、私も実はたしか衆議院での審議の過程でもお伺いしたかと思ひますし、特に、ただいまは山崎委員から御熱心な検討を命ずるようにと、こういうことの御要請でございまして、先ほど御答弁申し上げましたように、ようやくに懸案の事項について政府として取り組んだ問題でございまして、先ほどの答弁申し上げましたような趣旨をもちまして、慰勞給付金という性格のたてまえから予算を執行しているわけでございまして、ここ何年のうちにこれを改定するということを明言することとはできませんが、しかし、想像できないような物価変動というものが、これは想像したくないこととありますけれども、起る事情もこれまたあることでございまして、そうしたことも十分勘案しなければならぬと理解はいたしておりますが、明年のことにつきましては、現在まだ五十五年度予算を執行し始めたばかりでございまして、まだ十分検討する段階でございまして、しかし、本院ののせつかくのお考えでございまして、部内で十分これひとつ勉強してみたい、このように考えております。

○山崎昇君 長官ね、なるほど制度そのものは、基金制度をつくって、そして国が三年度で二十五億ぐらひの出資をして、年六分の利回りでやって、一億五千万ぐらひの金を回しながら支給するわけですね。しかし、ここまで来るのにやはりこ

の委員会でもずいぶん議論があつて、皆さんも苦勞もされたと思うんです。しかし私は、恩給法の適用はなかったけれども、兵並みの仮定俸給をついて、そしてその動続年数によって金額を決めて、いうならば恩給に準ずるようなかつこうでこれやっていると聞かれています。そういう意味で言う、とにかくあなた方の努力で、一つぐらひあなたが総務長官中にいいことをやって去るのでもいいじゃないかと思うんだが、そういう意味では、来年度ひとつ考えてみるというところぐらひまで答弁してほしいんですが、どうですか。——できるできないは結果としてあるかもしれませんが。あるかもしれないが、少なくとも総務長官として、それぐらひの努力をするということぐらひこの委員会でも約束してください。

○国務大臣(小淵恵三君) 質疑者のお述べになつておる趣旨については十分理解するところではあります。長い経過の中で、ようやくにして、苦勞の末つくり上げたこの未処理問題の解決方法としてこうしたものが取り上げられておるわけでございまして、御趣旨につきましては総理府部内で十分検討はいたしたいと思ひますが、ひとつ、確約すると言ひわけには、これ大変申しわけありませんが、できかねることとありますが、真剣に取り組んでみたいと思ひます。

○山崎昇君 真剣に取り組むということとありますから、私の方は前進するものと理解をしてこの質問を終えておきたいと思ひます。

最後に、衆議院でもずいぶん議論になったことでありますけれども、陸海軍の従軍看護婦の問題で一言聞いておきたいと思ひます。厚生省、調査予算が千七百万ばかりついたようであります。一体どういうふうな調査して、大体どれぐらひをどのにしているのか、まず、現状とそれから今後の方針について厚生省からまず聞いておきたい。

○説明員(森山喜久雄君) 旧陸海軍看護婦さんの件でございまして、実は厚生省にこれらの方々の資料が残されておりましたので、本年度実

態調査を行うということになつたわけでございまして、対象でございまして、約二万三千人ぐらひの調査いたしました結果、約二万三千人ぐらひの積算は二万三千人というところで千七百万調査費がついたわけでございまして。

この方法でございまして、近いうちに成案を得る意図でございまして、実態調査票を作成いたしましたと思ひますけれども、実態調査票を作成いたしました、これを都道府県を通じて調査の対象となる方々にお配りをする。それで、調査の内容でございまして、これは、各個人の陸海軍看護婦になつてからの履歴を年代順にずつとお書きいただきます。特に重点になるのは戦地勤務の關係でございます。特に履歴を、そういう履歴を書いていただきます。その履歴を裏づける何か資料をお持ちかどうか、持つてない方が大部分だと思ひますけれども、そういう資料があるかどうかということもあわせてお聞きしたいというふうに考えております。で、記入していただいた調査票は逆の経路をたどりまして、都道府県を通じて厚生省に集める、厚生省で必要を集計を行うということとでございます。

実施の時期でございまして、できるだけ早い機会に実施したいということいま作業中でございまして。

○山崎昇君 この問題は、あなたの方も内容的に十分承知していることでありますから、余り言うこともないと思うんですが、同じ軍隊にいて勤務しながら女子職員だということで、これ乙種の組合員でありましたから、当時の共済組合の対象から外されて、恩給が給付されてないわけなんです。しかし、やっていると御存じのとおりですね。私もこの会の方々と接触して、何が、何といつても、やはり年齢が年齢だけに、調査も早急にやつて、それからいままあなた説明で二万三千人ぐらひおられるようだというのです。二万三千人全部調査を終わらなければならぬというところにもならぬじゃないだろうか。行

政の面から言えば完全なものにしてから当然制度をつくらなければならないというのがたてまえだということも承知します。しかし問題が問題だけに、ある程度の方角が出たらやはりその面から一部でありまして実施をしていくんだという態度ぐらいあっていいんじゃないだろうかという気もします。その点はどうか。まだ、ここで、いま調査中だから調査が終わってから、このまて言えぬということもあるかもしれませんが、物の考え方として、少なくとも早い機会に調査をして、来年度ぐらいいは実施の予算要求をしなからこういう方々に対して苦勞に報いる、こういう形のものになることが一番いいんじゃないかと思うし、当然ではないかと思うんですが、それについてあなたの見解はどうでしょうか。

○説明員(森山喜久雄君) これは、厚生省の担任する部分は現在のところその調査でございますので、将来の話はちょっと私からは申し上げられませんが、調査はもちろん予算に間に合うような時期までに結論を得るような形で実施したいというふうに考えております。

○山崎昇君 そうすると、総理府に開きますが、これ調査が終わったら担当はあなたの方ですか、これは。

○政府委員(関通彰君) 調査が終わりましたら総理府を含めまして関係省庁と協議したいとい、かように考えております。

○山崎昇君 含めましてじゃなく、中心になって実施するのはあなたの方ですか。実施する方針についてどうするということか、金額はどうとか、そういうことについては関係するところと相談するかもしれない。するかもしれないが、この事務を扱って、実施は総理府と考えていいんですか。いいんですね。

○政府委員(関通彰君) それも含めまして関係省庁と相談しなければならぬと考えておりますが、一点申し上げさせていただきますと、日赤の場合は日赤本社がございまして、本社から支給事務が行われたわけでございますが、陸海軍の看護

婦の場合は若干事情が違ふものでございますから、関係省庁で協議して決める、かように考えております。

○山崎昇君 日赤でやっていますが、最初は総理府でやったわけでしょう、第一回目ときは。だから私は、いずれにしても、いま厚生省で調査をやって、できれば来年度予算に間に合うように調査を行いたいという答弁でありますから、それを期待をしておきたいと思う。

それから、この陸海軍の問題は日赤の問題と密接に関連するわけですから、いま支給そのものは日赤でやっているにしても、扱いは総理府でやったわけですから、当然私は総理府で扱ってこの問題の処理がなされるものだと思うんですが、重ねてこの点だけは聞いておきます。

○政府委員(関通彰君) 調査結果の検討及びその後の措置の検討につきましては、総理府も積極的に参加いたしまして検討いたすつもりでございます。

○山崎昇君 それでは総務長官、いままで私は主として技術論でございましてお聞きしております。本来なら衆議院でやっております論議のほかに恩給めぐりましてたくさんありますが、また共済組合のときに関連します点もありませんから、きょうはこの程度で終えておきたいと思うんですが、いざにしてもお聞きしましたようにかなりまだ矛盾点があるし、それから均衡とらなきやならぬ点もあります。さらには、いま最終場面で議論になりましたような陸海軍看護婦の問題もありまして、やはり総理府の動き方いかんによりましてはきわめて重要な場面を持つてくると思うんで、ぜひ私どもの強い要望として、来年度予算でこれが実現できますように心から期待をしておきたいと思うんですが、それに対するあなたの決意を聞いて、私の質問を終えておきたいと思ひます。

○國務大臣(小淵恵三君) 先刻来の山崎委員並びに恩給局長との間のやりとり、十分拝聴いたしました。恩給は政治なりという言葉も私承知をいたしておるつもりでございます。十分心得まして、

明年度予算編成に当たりましては、恩給受給者を初めといたしまして関連する方々のお立場も理解をいたしまして、その担当の責任者として十分努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○龜山篤君 参考人の方に最初に、ただいま山崎委員からも質問のありました日赤看護婦さんの取り扱いについてお伺いをします。

昨年秋に恩給法が議論をされました。昨年十二月、第一回の慰勞金の支給が行われたわけですが、その際に、各委員からいろいろ質問がなされましたが、最終的に政府側が取りまとめをいたしましたお答えというのは、「日本赤十字社におきましてはこの措置の運用の推移を見ながら慎重に検討してまいりたい」というふうに、まあ総理府自身の研究もありますが、一つには日赤当局自身の検討というものが約束をされているわけですね。

そこで、日赤当局としては研究、検討はされているか、あるいはそういう問題点が現実には起きているのか、あるいはその問題点を解決するためにはどういう方策がいろいろあるのか、そういう点について洗いざらい、問題があるかと思ひますので、まず、参考人の方からその点についての見解を伺います。

○参考人(片岡経一君) 日赤の社会部長の片岡でございます。

日赤軍看護婦につきましては、昭和五十四年度から慰勞給付金が支給されることになりました。本件につきましては、各党の先生方の非常な御尽力をいただきましたことに對しまして厚く御礼を申し上げておきたいと思ひます。

戦地、事変地等に派遣された日赤の救護看護婦につきましては、救護看護婦を派遣いたしました当時の事情がございまして、それから、その勤務の状況等から、恩給制度を準用いたしまして、戦地加算というものを考慮していただいて、兵に準ずる処遇をしていただきたというところでいろいろやってまいったわけでございます。まあ諸般いろいろな事情もございまして、最終的に現行の制度のようなふうに決定いたしましたわけでござい

ます。そこで、いま御指摘の、支給対象者その他につきまして日赤の考え方を申し述べてみたいと思ひます。

まず、支給対象者を限定いたしました件についてでございますけれども、軍属等が今次大戦に出まして、公務上傷病にかかった、あるいはこれらの者の遺族に對する補償とか、あるいはこのにつきましては戦傷病者戦没者遺族等援護法という法律がございまして、この法律によりまして、対象となりますのは昭和十二年の七月七日以降の者であるというのを日赤としては勘案いたしまして、このたびの慰勞給付金の対象者につきましては、昭和十二年七月以降戦地において旧陸海軍の戦時衛生勤務に服した者及び当該勤務に引き続きまして抑留または留用された者……

○龜山篤君 ちょっと途中で済みません、現行の制度よくわかつていますから、問題点のところだけ言ってくください。

○参考人(片岡経一君) そういうふうな者を対象といたしたわけでございまして、先ほどからも御意見がございましたように、慰勞金ということも、兵に準ずるということでございまして、五十五歳から支給対象になりますので、この五十五歳に見合う兵の恩給というものを参考にいたしました。実際の実務期間の長短に応じて決定したわけでございまして、

それから、一時金につきましては、あくまでもこれが慰勞金であるということから、しかも長期間に対する慰勞金という考え方から、恩給の受給資格年数等を考慮いたしまして、それから加算を加えて十二年以上の勤務期間のある者に支給をするということにいたしました。この勤務期間に達しない者につきましてはそういう趣旨から対象外にいたしました。

それから、遺族の問題でございまして、これも恩給給付金の性格から、生活保障ということとじゃございませんで、あくまでも御苦勞なざつ

○委員長(古賀重四郎君) この際、片岡参考人へは、大変お忙しいところを本法律案の審査のため御出席いただき、貴重な御意見を賜りありがとうございます。どうもありがとうございました。さきほど御退席いただきました。ありがとうございます。

○磯山篤君 それから、いまは直接関係のあるところからの御説明ですが、残り二つですね、旧陸海軍看護婦さんの問題と支給制限を撤廃する問題、これはどちらが担当しておりますか。総理府ですか。

○政府委員(関通彰君) 旧陸海軍の看護婦さんの処遇の問題でございますが、旧陸海軍の看護婦さんにつきましては、日赤の従軍看護婦さんの場合と異なりましては、実は資料が著しく不備な状況にございます。日赤看護婦さんの場合は、日赤の本社に個々の看護婦さんの勤務記録があったわけでございまして、それによりまして慰労金の支給ができたわけでございますが、陸海軍の看護婦さんの場合はそういう資料が全くないということで、本委員会等でも御審議がありました後、関係省庁相談いたしましたところ、五十五年度に厚生省で調査をしていただくというに相なっております。厚生省で今年度調査費を計上されまして調査をされますので、その調査結果を待ちまして措置について検討したい、かように考えておるわけでございます。

○政府委員(小熊雄雄君) 最後の、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃することでございますが、これは恩給の問題ではございませんで、恩給の方は別に制限を加えておるわけじゃないでございます。福祉年金の方で制限を加えておるわけでございます。

それ、厚生省の年金局の方がもし見えておればその方の答えの方がいいかと思いますが、ちよっとお見えになっておられないようなので、ただ、私も聞いておりますのは、制限額を四十一万円から今度四十五万円に引き上げたということを開いておりますので、その旨だけお答え申し上げます。

○磯山篤君 それでは附帯決議がどう今回の改正案に盛り込まれたか、反映をされたかということについて、私はこの席では議論を差し控えますが、先ほど山崎委員との間の議論を通して問題ありというふうに確認をせざるを得ないと思います。

それから次に、直接恩給法に關係をして各種団体からいろいろの請願、陳情がございまして、それから国民の中には、これは恩給に該当するののか援護法に該当するののか、そういう区分けがよくわからないけれども、戦後処理として何らかの措置をしてほしいという請願、陳情もたくさんあるわけですね。私、請願文書表を見ましたところ、かなり膨大なものがあるわけですが、そこで担当がどこのなるかはよくわかりませんが、総理府とそれから厚生省にその点をお伺いします。

まず、恩給に直接関係がある、あるいは直接関係あるかどうか知りませんが、関連のあるというふうな請願、陳情というものを整理をしていただきまして、大体こんなものがあるというのの種類別、言うとどういう種類でしょうか。その点最初にお伺いします。

○政府委員(小熊雄雄君) 恩給に関連しまして、私もいろいろの陳情あるいは請願を受けておるわけでございますが、いま先生、終戦処理とおっしゃられたわけでございまして、終戦処理の中で特に恩給局としてあるのは恩給に関連するものとして考えられますものを大きく分けまして、一つは、外国にありました特殊法人あるいは特殊機関といったものに類似のいろいろな国策会社のようなものがあったわけでございまして、そういったところに動いた年限を通算してもらいたいというのが一つかと思っております。

それからもう一つは、非常に軍人なんかと似たような生命の危険を感じながら仕事をしてきた、こういったものを恩給期間そのものとして考えてもらいたい、こういうものがあるわけでございまして、大体、大きく申しますとその二つになるかと思っておりますが、第一点の通算問題につきましては、戦争中と申しますか、特に満州、シナといったところ

にいろいろな国策会社的なもの、こういったものが百を超えるようなそういった法人あるいは機関があったわけでございまして、そのうちいろいろ人事交流の点であるとか、あるいは業務の内容の点であるとか、あるいはその法人の性格であるとか、こういったものからどうしてもやはり恩給、特に人事交流の点があったわけですが、公務員からそちらに行く、あるいはそちらから公務員に帰ってくるというような点で、どうしてもやらないやらないというふうな機関あるいは法人が二十二年ございまして、これについてはすべて措置済みでございます。その他のものにつきましては、非常に類似の会社、法人といったようなものがあるわけでございまして、いろいろの点から考えて、いま申し上げた二十二とは若干性格も違うし人事交流の点も違うということで措置していただいております。そういった点が一つあるかと思っております。

それから第二点の、非常に苦勞したので恩給期間そのものとして考えてもらいたいというのが、いわゆる特務機関であるとかあるいは上海工部局の警官であるとか、こういった方があるわけでございまして。しかし、これも恩給というものは約百年続いておりますわけでございまして、官吏とかあるいは軍人といったような身分を一つの枠決めにしておりまして、これを動かすというのは非常に大きな問題になるわけでございまして、こういったことについても恩給としては考えがたい、こういうことではございませぬ。

○磯山篤君 厚生省。

○説明員(楠本史史君) 厚生省関係、すなわち援護法関係あるいは関連でございませうけれども、御承知のとおり、援護法は死亡した方々あるいは障害を負った方々、こういった方々の身分あるいは死亡、障害の態様あるいは遺族の身分関係、こういった要素によって構成されておりますので、そういった態様に申し上げますと、やはり最初に申し上げました身分、この身分の拡大を求めるような陳情あるいは要望というものが多くございまして

ございます。それは実は先般も御指摘のありました中でも青年義勇隊開拓団の問題、これがございまして、また、満州国そのもの、満州国の軍人の問題、こういったものもございまして。さらには、終戦後引き揚げ援護業務がございませうけれども、そういった終戦後の引き揚げ援護業務関連で死亡された日赤看護婦の方々の処遇の問題、あるいはこれはむしろ制度の仕組みを改める、こういう問題ではございませぬけれども、援護法の運用の問題といたしまして、援護法上「戦闘参加者」という概念がございませうけれども、この「戦闘参加者」という概念の中に沖縄の六歳未満の方々の処遇でございませぬかという援護法の運用上の問題等々がございませぬ。

○磯山篤君 分類をしてみますと、恩給法で言うならば、まず現行法律の内容を充実をしてもいい。これは、たとえば最低保障額を上げてくれとか、文武官格差をもっと圧縮をしろとか、そういう意味の現行法の中の問題が一つありますね。それから二つ目は、いまもお話がありましたのが、直接適用することについてなかなか理由づけが非常に困難だ。にもかかわらず、長年要求をして、できる限り恩給法の適用にしてほしい、こういう追加拡大というものが見受けられるわけですね。

その他の要求を私も調べてみますと、ある意味で言うならば、戦後処理をしてほしいという一般的な要求、こういう三つになるわけですね。それから、援護法についても同様な分類をすることができるとは思います。

そこで、現行の恩給法の中のそれぞれのものについて充実強化を図るというのは、これはまあいいと思いますが、その他の問題について、要求する方はこれからさらに何年、何十年かかって要求運動が続くと思うんですが、その要求を受けられないと言ってしまうからだめだというのなかなかむずかしいし、それでは近いうちに何とかするよう努力いたしますとも言切れない。なかなか非常にむずかしい問題だと思ふんですね。そこ

で、しかしそれは言ってみても、いつかはけじめなり節度をつけなきゃならぬと思いますが、その処理の方向といひますか、考え方、これはどんなふうにお持ちですか。

○政府委員(小能雄雄君) 恩給問題について申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一つは通算の問題といひますか、外国の特殊法人あるいは特殊の株式会社といったようなところに勤めた期間を通算すると、こういうものについては、先ほど申し上げましたように、私ども二十二というものについて十分検討した結果この通算を行っておるわけでございます。残りのものについてやりますと、いろいろ他への影響その他、当時、先生御存じのように、重工業にしても何にしてもほとんど国策会社と言へるような、ほとんど軍の管理下にあったような状態でございまして、こういったものをすべてそういつた公務員期間に通算するかというような問題にまで波及するわけでございます。私どもとしては、通算問題については一応けりがついたと、このように考へておるわけでございます。

また、公務員期間そのものとして見るということにつきましては、先ほど申し上げましたように、恩給制度というものが百年來もう、すでになくなった制度でもございまして、ここ百年來、軍人あるいは公務員といったような身分で限定してきた制度でございまして、これを根本からひっくり返すというふうな大きな問題に発展することにもなるわけでございますので、これにつきましても私どももうけじめがついたと、このように考へておるわけでございます。

○磯山篤君 その点、援護法関係についてはいかがですか。

○説明員(楠本欣史君) 援護法は、国との間に一定の身分関係があった方々の戦争に関する死亡または障害、これを処遇の対象とする法律でございまして、いま先ほど私が申し上げましたいろいろな例示された問題、こういったものにつきましても、この法律の対象とする場合に困難だとい

いうものも多くございます。まあ、残された問題と申しましようか、そういった問題だけにむずかしい問題を抱えておるといふのは事実でござい

ます。しかしながら、私どもこういった援護法の接点部分に当たった問題、あるいはそのレバケースに係るような問題、こういった問題について、なお残る問題点につきましても研究、検討いたしたいというところで現在プロジェクトチームを設けておりまして、ここで研究、検討しておるといふ状況でございます。

○磯山篤君 いまそれぞれからお答えがありましたように、恩給関係につきましては、ざっくりばらんに言つて壁が固い、援護法関係につきましては多少弾力性があるというふうには私は理解をして

るわけでは。さて、そこで総務長官にお伺いをするんですが、私も内閣委員会とか社労と決算、いろいろな場面で恩給法とあるいは援護法と接点になるようなお話といふものを何回となくただしてきたわけですが、まあ一言で言うならば、ありとあらゆる問題がたぐさんあるわけですが、いわゆる戦後処理の問題がたぐさんあるわけですが、三原長官のときにもあるいは楠本厚生大臣、野呂厚生大臣の答弁でも、現行法で始末をしろと言われてみてもそれはむずかしいと、しかし何らかの政治的な配慮をしなければならぬのかという答弁はしばしばされておるわけですが、これは、私も昭和生まれです。ある意味では戦中戦後両方を体験をしておりまして、理屈にはならないけれども何とか方法を措置しなければならぬんじゃないかと思

われるような問題が数々たぐさんあると見るわけですね。これから十年、二十年たちますと、戦後処理という話は話の上にも出なくなりまして、

そこで、私は長官にお伺いするわけですが、いろいろたくさんあります戦後処理関係の問題をい

つかは節度をつけなきゃならぬだろうというふう

に思いますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) これは私が政府を代表して戦後の処理問題について答弁し切れるかどうか

か危惧するところでございますが、政府として、今国会でもたしか伊東官房長官が以下申し上げるような答弁をもって政府の基本的な考え方といたしておられますので、御理解願いたいと思

いますが、今次大戦はわが国に於て未曽有の経験であり、国民のすべてが戦争により何らかの痛手をこうむっているという様相から見て、国民のすべてについて完全にその痛手を補うことは実際上公平の観点から不可能であるので、戦後政府として、たとえば戦没者の遺族や戦傷病者あるいは海外からの引き揚げによって生活の基盤を失った方など、特別の施策を必要とする方々に対し重点的に施策を実施してきたところであり、やるべきことはやってまいりましたと考えており、その他の戦争による被害については、国民のすべてがそれぞ

れの立場で受けとめていたかざるを得ないのではないかと考えています。戦後三十五年を経過した現時点において、改めて戦争による被害について見直しを行い、特別の措置を講ずるということ

は、国民の間にむずかしい問題を惹起するということもあり、慎重に対処する必要があると考えて

いると、以上が今国会でも政府の基本的考え方として官房長官から申し述べられた政府の立場でございます。

が、しかし、同時に先生が御指摘ありましたように、戦後処理問題につきましても、さらに多くの国民的な要請といひますか、問題提起というものもあることも私自身政治家の一人として承知をいたしておる次第でございます。したがって、いまし

て、こうした原則としての政府の立場は御理解願

えらと思ひますが、この問題についてはもっぱらに国民を代表してつくり上げられた政府の考え方と同時に、また国民的なコンセンサスを得た国会のお考えもあるかと思ひますので、こうしたものをどう受けとめていくかということもこれまた大切な問題ではないかというふうな考へておるわけ

でございます。しかしながら、ここでも申し述べたように、いろいろな問題が起ってくるということになりまして、それぞれに対処いたしてまい

るといふことになりまして、先生おっしゃるよう

に、どこで線を画すべきかというふうな問題に相

なつてまいりますとまことに重大問題でござい

ますので、大変答弁として適切な方といひま

せんが、政府の基本的な考え方というところで御理

でにお答えがございましたとおりでございますので、同じことを繰り返すことは避けさせていただきたいと思いますが、政府としての一貫した考え方は、ただいまの御答弁にもありましたとおり、特定の者について必要な施策を講じてきて、やるべきものはやってきたという立場をとっていると、いうわけでございますので、大変恐縮でございますが御理解を賜りたいと思います。

○龜山館君　私がいま申し上げましたとえば原爆二法を國家補償に切りかえるというような問題は、皆さん方三年前なり五年前は想像もしておらなかった問題ではなかったんでしょうか。それが現実には政治問題の土俵の上に乗ってきているわけですね。こういうふうな物の考え方、見方が変わってきているという現実には、総務長官といえども目を覆うわけにはいかないと思いますが、その点いかがですか。

○國務大臣(小淵惠三君) 政府の基本的立場は、再々申し上げますように御理解願えるかと思ひます。しかし、政府といへども國民世論の大きなうねりというものについて、これを無視して政治行政府も行えないことは十分承知をして政府をつくり上げていくということだと思ひます。したがって、政府といひしまでも、いま御指摘の問題も提起をされておりますけれども、その他の問題につきましても、国会が指示した方向につきまして、それに対して正しく適応してきたこともこれまた御理解を願えるところだろうと思ひます。よって、委員御指摘のように、まさにこれは昭和生まれが大宗をなすと、こう言われまして、直接戦争を引き起こしかつ戦争に従事されなかつた後代期の者が、十分戦後の処理についてその負担に對してたえ得るという認識があり、コンセンサスが形成されるか否かという問題にも帰着することではなからうかと思ひますので、政府としてはいままでの戦後の処理問題については、これはすべて落着をしておるといふ観点ではありますが、同時に、過去におきましても現在におきましても、國民のコンセンサスといふものに對する考え方には、

十分配慮を行ってきたという実績も御理解願つて、この問題に対する御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○稲山篤君 どうもすんといかないんですかね。しかし政治情勢が変わってくると、やはり勢いには勝てないわけでして、何らかの政治的な配慮をやりますというふうにいまは言えないと思いますよ。思いますが、やはりそういうことを常に念頭に置きながら、政治的な配慮というものをやっていかなければならぬということを繰り返して私はきょうは強調をしておきます。

そこで、援護法の接点部分についての一つの問題点ですが、先ほどもお話がありましたように、旧満蒙开拓青年義勇隊の問題につきましては、一般の社労委員会で可決決定をし、その際に附帯決議がついたわけです。その附帯決議といいますのは、今後引き続いて十分実態の把握に務めるべきであると。これは今回もあるいは昨年一昨年と同じ附帯決議がついたわけですが、なかなか実態調査が進まないわけですね。過去のことは私は申し上げませんが、こうしたという角度からこの実態調査を具体的に進められるのか、その計画なり手法がありましたならばお聞かせをいただきたいと思うんです。

○説明員(楠本欣史君) 御指摘の満州開拓青年義勇隊開拓団の問題につきましては、先生から四月七日、先般参議院決算委員会では御指摘を同時にまた受けたところでございますけれども、私どももいたしましては、私どもも援護局で各種の文献なり各種の資料をこれは持っております。満州開拓青年義勇隊渡満名簿あるいは戦後の行動などを調査した実態調査表等々、こういったものもございまして。したがいますして、具体的にという御質問でございまして、そういった既存の局の資料、こういったものをもう一度再点検、分析するとともに、あるいは先般も私自身拓友会の方にお会いしましたけれども、そういった方々と連絡をとつて情報の提供を受ける、あるいは先般先生のお手元にも資料があるというお話がございましたけれ

でも、そういった外部との接触、こういったものを十分とりながら、この問題について具体的に内容について、中身について詰めてまいりたいと考えております。

○磯山篤君　総務長官も聞いておいていただきたいんですが、いづれ総務長官の方にもかかわってくるわけですが、いまの義勇隊の問題は、だれがどれだけ旧満州にいたかという、そういうものの調べも当然あるわけですが、一番の問題はその当時——その当時といえますのは昭和十三年以降のことでありますが、日本国と義勇隊とどういう使用関係になっていたか、あるいは関東軍と義勇隊とどういう上下関係があったのか、それから、治外法権を撤廃してからは満州国と義勇隊とどういう上下関係があったのかというその事実関係を十分に調べ、明らかにした上で対策というのは講ぜられるわけです。ですから、何万人行っているかという個々の名称も大切であります、その上下関係、構造上の問題を十分掌握することが中心に

なるわけですね。そうなりますと、やはり関係資料、関係者の証言といったものが中心になるわけです。ですから、私といたしましては厚生省が音頭をとって関係者を集めて調査・調査といたしますが、事情聴取をすることも一つの方法だろうと思うんです。あるいは、その証拠能力を高めるという意味も含めて考えてみるならば、社会労働委員会が当時の事情について十分に証言のできる日本国政府役人あるいは満州国政府役人、さらには東軍の代表というものを参考人で呼んで証言能力をきちっとさせるといふいろいろな方法があると思うんです。

【委員長退席、理事林道君着席】
ですから、これからどういう作業を進めるかとい
うことをきちつとしていただきますと、依然と
して実態の把握ができないままに日を追ってしま
うということが考えられそうですので、私
の個人的な提案も含めて十分厚生省で研究をして
もらいたいと思いますが、いかがですか。

○説明員(楠本欣史君) 申し上げたとおりでござ

いますのでぜひ実態把握に努めたいと、再度申し上げますけれども、考えております。

○磯山篤君 先ほど山崎委員からも質問の出でおりました陸海軍の従軍看護婦さんの問題について少し補足をして聞いておきたいと思うんですが、皆さんの方の調査では二万数千人というふうに言われております。それから金子はるさんの方の調べでは、まだまだ調査能力がありませんのでそこまで確認をしていないという状況にあります。

そこで、方法として、よく政府広報というのがありますよね。各省庁が、まああれはどのくらいのお値段か知りませんが、新聞に政府広報を出すわけです。そうやって周知徹底を図るというふうな方法があるわけでありまして、政府なりあるいは地方公共団体に確認をする、調査をするということを補強する意味で政府広報などを使って大いにひとつ啓蒙しながら実態の把握をするという方法も一つあると思うんですが、いかがですか。

○説明員(森山喜久雄君) 実態調査の広報でござ
いますけれども、先生のいまおっしゃいましたよ
うな方法もございますし、それから県の広報も
ございます。それから、市町村の広報もありま
すの、そういういろんな面を使いまして、十分
に広報したいと思っています。

○磯山篤君 それから、先ほど山崎さんの
質問に対するお答えとして、できる限り早く
調査を進めたいというお話ですが、調査の
完了の目標です。たとえば、今年度中とか今
年中とかというふうな目標がないと作業は
進まないと思います。その点いかがですか。

○政府委員（森山喜久雄君） もちろん今年度中には結論を出すということでございます。

○磯山篤君 それから、陸海軍の従軍看護婦というのは身分的に言えば陸軍の職員、海軍の職員、こういう関係になるわけです。ただ、かつて井済組合規則を適用していた者、していない者というものがありますので、均衡を失しないような待遇改善のあり方というものは知恵を要するだろうとい

うふうに思いますが、大体の方向はどんなふうにお考えですか。

○政府委員(閣通影君) 当委員会の附帯決議等でも、旧陸海軍従軍看護婦については、日赤看護婦にとつた措置に準じたような方法を講ずるようという御指摘もございします。現在厚生省で行われております調査も、日赤看護婦にとりましては、調査の念頭に置いて調査されるわけでございします。どのような措置をとるかにつきましては、調査の結果が明らかになりました時点で検討いたすことにいたしておりますが、やはり日赤看護婦にとりましては、措置を念頭に置いて検討することになるかと考えております。

○磯山篤君 附帯決議が、いまお話があるように、準じて均衡を失しないようにということでありますので、改善措置は大体そんなような方向だというふうに印象的にはよくわかるわけです。しかし、よくよく考えてみますと、陸海軍の看護婦さんの中には総務長だとか、婦長だとか、それから看護婦だとか、いまの自衛隊の病院なんかの職名をずつと調べてみますと、旧判任官あるいは旧高等官に属するような職位の人もいろいろあります。また、その当時戦時中に看護婦長なり総務長なり看護婦、それぞれ一応職位があつたわけですね。そうしますと、単純に附帯決議に沿った取り扱ひだけでいいかどうかというのは、少し研究を要するのではないだろうかというふうに考えます。それと同時に、事変地であつたにいたしましても、片方の恩給法でいきますと加算年というのがあるわけですね。あるものにつきましては一カ月を三カ月以内に見直すものもありますし、二カ月のものもあるわけですが、そういうものについての多少の参酌というものは現実的には考えざるを得なくなるだろう。ですから、附帯決議は附帯決議でいいと思いますが、なおそれに付加をして、そういう私が指摘をしたような問題について研究をするおつもりはあるでしょうか、ちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(閣通影君) 陸海軍看護婦さんの場合は、先生も御指摘ございましたように、その制度上も基本的な性格も日赤の看護婦と同様ではないと理解いたしております。基本的な職務からいいたしましても、日赤の看護婦は本来戦地の勤務が本務でございしますが、陸海軍の看護婦はむしろ内地にある陸海軍病院に勤務するのが本務でございします。しかしながら、戦争末期におきましては、実態上、日赤看護婦と同様に戦地の陸軍病院あるいは野戦病院等の勤務をされた。勤務形態は、たゞまは日赤看護婦とは違つてゐるけれども、実態はかなり日赤看護婦と同じであつたというような御指摘もあるわけでございます。

残念ながら、陸海軍看護婦に關します資料は、私も、厚生省からお伺いしておりますので、終戦前後の名簿——留守家族名簿あるいは帰還時の名簿だけが頼りでございまして、勤務の実態の資料がないわけでございます。いま申しましたような基本的な性格の違い、しかし実態上の勤務の類似性その他も十分検討して、先生御指摘のような問題も含めまして検討しなければいけないと、かように考えております。

○磯山篤君 人事院の方——この恩給法も仮定俸給表というものをつくつて、それで引き直しをするわけですね。少しいやな質問で恐縮なんですけれども、公務員法なり給与方法を見ますと、給与という言葉が使われている。それから俸給、俸給表ですね。それから給料、それから支給というふうな、かつて昭和二十年以前の天皇の官吏であつたときの用語がそのまま公務員法に羅列してあるわけですね。そして、いやおうなしに仮定俸給表というものを恩給法では使つてゐるわけですね。この基本的な考え方をとお伺いしたいと思います。

○政府委員(長橋進君) いま給与関係の用語につきましてはお尋ねございました。確かに御指摘のとおり、公務員法、給与関係法におきましては、給与あるいは俸給、支給という用語が使われております。言葉自体としてしまつては、給与という言葉は賃金という言葉より広いのかなどという感じはいたしますけれども、私どもとしましては、給与という言葉を使ひましてもこれは勤務に対する対価であるという基本的な考え方でございます。特に特別な意味を持たせるといふふうには考えておりません。

それからなお、支給というふうな言葉、あるいは俸給という言葉を、そういう言葉から旧来の考え方の名残がある危険が残つておはせぬかというお尋ねでございますけれども、確かに、先生なかなかにそういう面に御注意が深いというお話もお伺いしておりますし、沿革的には言葉としてはそういう意味合いを持つてゐるという言葉かと思ひますけれども、私も特別そういう意味合いを持つて言葉を使つてゐるわけではございませんで、一般的に、他の法令を見ましてもそういう言葉が使われておりますので、したがつて、特に現在までのところ、別に不自然な感じも持たないで使つておるというふうなことでございします。

なお、せっかくの御教示もございましたので、今後勉強させていただきたいというふうなことを考えております。

○磯山篤君 かつての太政官布告だとか勅令だとか、そういうものの中には全部俸給、給料という名称にしてあつた。別に私、造詣深いわけでもありませんが、かつて公労協、国鉄の賃金を担当しておりました、公労法の適用になりました後は給与、俸給、給料、支給という言葉を全部なくしました。これは御案内のとおり、憲法と労働基準法に照らしてこの固有な名詞を全部変えたわけですね。その方が適切だというふうに思つたわけですが、人事院ではこれを直ちに變更するというおつもりはまなないですね。

○政府委員(長橋進君) この用語につきましては、旧来の内容を持たせたような特別の意味合いのもとに使つてゐるわけではございませんので、したがつて、言葉自体の内容といたしましては、先生御指摘のとおり現在の感覚を持つて使つてゐるわけでございますが、特にこの言葉を直さなければならぬ、いま直さなければ不都合を来すという具体的な支障はないように考えておりますけれども、なお今後の問題として勉強させていただきたい、このように考えております。

○磯山篤君 余りくどくは言うつもりはありませんけれども、衆議院で、それぞれ民法にしましては商法にしましてはかなりふぞろひの法律になつてゐる、したがつて、この際研究をして法律体系上もふさわしいようなものに直していこうじゃないかと。これは国会自身の問題でもありますし、政府も検討を約束されてゐるわけですが、少し長い目で検討をしていただきたいと思います。やはり公務員労働者の立場に立ちまして、俸給を支給しましたというの感じが悪いですね。ぜひひとつ御研究をいただきたい。

そういう意味で、総務長官、恩給法という言葉に余り抵抗はないんですか。いかがですか。

○國務大臣(小淵恵三君) 特段に抵抗を感じておりません。

○磯山篤君 恩給というものは、かつての文官なり軍人ですからなかなか言い方がない、率直に言ひましても、軍人もある意味で言えば旧公務員ですけれども、軍人を指して旧公務員と言うのもちよつとなじみが薄いと思ひますけれども。実は、私いろいろなところを歩いてみまして、恩給の話をしますといふ若い人たちはわからないんです。年輩の人たちは、軍人恩給と言へば、ああ、ああいうものかということがすぐわかりますよ。ところが昭和年代の、まあ二十、二十五、三十ぐらいの方々と話をすると恩給の話をすると、それはどんなものですか。これは戦争を体験をしていないからわからないということもあるでしょうけれども、そこで話をしていきますと、もう人々の感じはいいけれども、実際にこれから長く年寄りも若い人もなつてこの制度を維持するためにはどうも抵抗を感じる。これは率直に青年の御意見なんです。

われわれは恩給法というように使ひなれてゐるからそれほど抵抗は感じないわけですが、やはり

恩を給するという言葉にみんな抵抗を感じているわけですが、いまの権利意識の高い青年の立場から言いますと、これを直ちに受けるというのとはなかなか適当な用語もないと思いますけれども、やはり多くの青年の意見も意見として十分にひとつ聞いておいていただきたいというふうに、これは要望だけにしておきたいと思っております。

それから最後に、資料もいただいております。いままで支払いました実績ですね、五十一、五十二、五十三年度幾ら幾ら支払ったと、支払い済みの総金額というものは一兆何千億というのよくわかりましたが、これからの傾向の問題です。過去の実績が、これから改善もありますから、単純に比較はできないと思っておりますけれども、これからの恩給法の行方ですね、生存者と遺族に分けてみて、将来こういうふうな形になりそうだと、こういう傾向になるかも知れぬ、こんな問題についてはどういふふうに推計をされているんでしょうか、その点をお伺いします。

○政府委員(小龍鐵雄君) 過去の恩給予算が、受給人員はほとんど減っているわけですが、恩給制度というのは昭和三十四年に、もういまから二十何年前になくなった制度でございます。ほとんど受給者は減っておるわけでございます。それに反しまして予算額はほとんどふえておるわけでございます。したがってこの逆比例関係といえますが、これがどういふか、この後に今後なっていくのか、まさに先生御指摘のよう、これからどういふ改善を考えていくべきかというところにかかわる問題かと思っておりますが、非常にむずかしいんじゃないかと思っておりますが、ただ、先ほど申し上げましたように、受給人員はほとんど減っておりまして、この減り方はまあ大体年間四万ないし五万ぐらい減っていくというようにお考えいただいてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、ただこれにしても片や減る一方で、たとえば恩給受給者が、普通恩給の受給者が亡くなれば

普通扶助料に変わるとか、それから戦後もう三十五年、あるいは実施をしてからもう四十年にもなっておるんですけれども、その傷がいま出てきたんで傷病恩給を請求するとか、ほとんど新規の請求というものはふえておるんです、その辺の推計も非常にむずかしい問題があるかと思っておりますけれども、大体四、五万ずつ減っていくんだというようにお考えいただければ、現在二百四十五万でございまして、しかしこれもまたある時期に達すると、皆さんお年を召してくるんですが、減ってくるんじゃないかという推計もあるわけでございます。非常にむずかしいとは思いますが、大體二十年くらいすれば半減するんじゃないかというふうな感じでおります。

○磯山篤君 いまのお話のような傾向になるものと思っております。そこで、この恩給法の改善というのは、単純なことを言うならば、公務員賃金の引き上げに準拠して引き上げていく、最低保障額を可能な限り引き上げていく、で、部分的に間差なり格差というものをつくっていく、しかしこれから少し考えなかりませぬのは、適用者が減っていくにもかかわらず支給総額はふえるわけですね。よもやそういう話はないと思っておりますが、これは恩給法の、たとえば一兆何千万円という金は、そもそもこれは恩給法の財源だというふうな物を考えてきまして問題が生じてくる。——意味はおわかりですか。私が前段指摘をしたように、改善の方向というのは一定のルールがあるわけですね。そのルールはルールにいたしまして、一兆何千億円というのは、これは恩給法に關する財源だから適用者が減っていくと思ひ切つて引き上げをしたらいじやないかという説も現に出ておるわけですね。そういうことも、物の考え方として整理を一応しておく必要があるだろうというふうに思ひましたので申し上げたわけですが、その点いかがですか。

その一本は、公務員の給与改善、これに伴います恩給年額の改善、いわゆるベースアップでございまして、それからもう一つは、公務員関係扶助料とあるいは傷病恩給とか、いわゆる社会的に非常に弱い立場におられるような方々、こういった方々に対する改善、それから第三の柱が最低保障額の改善、これは経済的に弱いといえますか、そういう方々に対するかなり社会政策的な意味を持つた改善、こういった三本柱が、改訂項目として九項目ございまして、

○磯山篤君 ところで、この恩給法の改善というのは、単純なことを言うならば、公務員賃金の引き上げに準拠して引き上げていく、最低保障額を可能な限り引き上げていく、で、部分的に間差なり格差というものをつくっていく、しかしこれから少し考えなかりませぬのは、適用者が減っていくにもかかわらず支給総額はふえるわけですね。よもやそういう話はないと思っておりますが、これは恩給法の、たとえば一兆何千万円という金は、そもそもこれは恩給法の財源だというふうな物を考えてきまして問題が生じてくる。——意味はおわかりですか。私が前段指摘をしたように、改善の方向というのは一定のルールがあるわけですね。そのルールはルールにいたしまして、一兆何千億円というのは、これは恩給法に關する財源だから適用者が減っていくと思ひ切つて引き上げをしたらいじやないかという説も現に出ておるわけですね。そういうことも、物の考え方として整理を一応しておく必要があるだろうというふうに思ひましたので申し上げたわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(小龍鐵雄君) まあ、ほとんど人は減つてまいりますけれども、現在でも二百四十五万といひますと、一人何らかの形で一万円支給すれば二百四十五億必要だというふうなことでございまして、なかなかそう一兆円があるからもうにふやしていいんだという話にはなりたくないと思ひますし、また恩給制度も一つの年金制度でございまして、ほかの公的年金との並びというふうなこともございまして、そう恩給だけべらぼうにほとんどほとんどふやしていいというにはならぬんじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) いま先生のお話、ほとんど受給者が減っていくんだから恩給予算額も減つていくのもいいんだというように理解してよろしいんでございましょうか。ふやす必要はないんだというふうな……

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

○和泉照雄君 恩給局の方にお尋ねをいたしますが、昭和五十五年度の恩給改善措置法の基本的な考え方とその内容について、説明をまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 五十五年度の改善措置でございまして、まず大きく三本の柱をお考えいただひたいといひんじゃないかと思ひます。

ベースアップでいきますと百七十一万六千人とか、それから主だったところで申し上げますと、普通恩給あるいは寡婦加算の最低保障額、これが約七百万人おります。それから公務関係扶助料、これが六十三万七千。それから傷病恩給、これが約十三万。主だったところではそんなところかと思ひますが、合わせて、とにかく申し上げた中でいろいろダブる関係もございますけれども、大体二百四十五万の受給者がいると、こういうことでございます。

○和泉照雄君 いま七百万とおっしゃいましたけれども、普通恩給のは単位がちょっと七十万じゃないですかね。

○政府委員(小龍鐵雄君) あ、そうでございます。

○和泉照雄君 次は、恩給年額の増額についてお尋ねをいたしますが、恩給年額の増額は、昭和五十一年度から、公務員給与改善の水増しだけではななくて、その改善傾向をも反映させる方向をおとりになっておられるようにございますが、今回も昨年度の人事院勧告によるベースアップで、行(一)についてその改善傾向を分析した結果に基づいて実施しておられるようにございますが、改善傾向を分析した結果を明らかにしていただきたいのと、それがどのように仮定俸給の引き上げに反映をされたか、お述べ願いたいと思います。

○政府委員(小龍鐵雄君) 先生御指摘のように、昭和五十二年から、四十八年から公務員のアツプ率を使つておつたんですが、五十二年からは公務員給与の改善傾向でございますが、これを使つてやつておられるわけでございます。で、公務員給与の各等級別の給与をドットしまして、これを最小自乗法で回帰直線——一次直線でございますが、これを理論的に求めまして、これに基づいて当てはめをやつておられるわけでございます。この回帰方程式の係数部分といふんですが、これが三・四%になっております。それから常務部分と申しますが、これが三千二百円になっておまして、したがいまして、三・四%プラス三千二百円ということをや

つております。

その結果をいたしまして、兵の階級で三・八%のアツプと、逐次にいくほどだんだん減減していくと、それで、一等級の十一号から十五号の辺り、十四万四千四百円が一番アツプの上限になっておりますので、これも十四万四千四百円のアツプの上限として、それからさらに調整を加えて減減しておるわけでございます。

○和泉照雄君 公務関係の扶助料の最低保障額の改善を見ますと、まず四月から五月の間に兵の仮定俸給の引き上げに準じて三・八%、さらに六月から戦没者遺族の置かれてある特別な事情が考慮されて、政策的な配慮から特別の上積みを行うこととしておられるようにございますが、最近の改善傾向を見ると、このように二段階方式をとつておられるけれども、これを四月の時点に実施時期を一本化するという方向には持つていけないものでしょうか。

○政府委員(小龍鐵雄君) これも最初に申し上げましたように、非常に財源、特にこの公務扶助料関係、先ほど人数申し上げましたが、約六十四万ぐらゐるわけでございますが、非常に金がかかると申しますか、それで内容についてはなるべく手厚くしたいと、こういうふうなことから、こういった公務扶助料を受給しておられる団体の方々の希望から言ひまして、まあ若干おくれけれども内容をうんと手厚くしてもらいたいという希望も強く出ておりますので、そういう意味で、若干おくれけれども手厚くしようということで、特段のかさ上げについては六月ということにいたしましたわけでございますが、これはよりまして、仮に四月に全部そろえた場合と比べますと、公務扶助料だけで百十四億という金になります。

それから、公務扶助料を動かしますと同時に傷病恩給、これはやはり戦争で傷つたかたというふうなことから、このかさ上げ等については同じように考へておられるわけでございますが、これを含めると百二十八億という財源が必要になるということに相なつておりますので、私どもとしても望

むらくはなるべく一本化したい、これは事務的にもその方が非常にいいわけでございますが、いろいろ財政的な問題も絡みまして六月という実施時期を決めたわけでございます。

○和泉照雄君 去年の九月に恩給法案を審査した場合には、本委員会では附帯決議がつけられております。

その中の一項目として、扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること、このような項目があるはずでございますが、政府は、この附帯決議の趣旨を尊重をして、公務関係の扶助料の改善の跡が見られ、今回の法案の中で目玉となつておられるようにございます。つまり公務扶助料の現行最低保障額は、遺族年金を加えて九十九万九千円、月額にして八万二千五百円でありまして、今回これを月額一万二千円増額をして九万四千五百円、すなわち、年額に直して百三十三万四千円にしようとしておられるのでございます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、遺族年金を加えた公務扶助料は本年六月から百三十三万四千円となる予定でございますけれども、この金額は、現職の一般職の公務員の警察官、自衛官などの公務災害による遺族補償年金の給付水準と比較してどのようにおられるか、説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) 現在の公務員が公務死した場合の遺族補償年金、これとの比較、先ほど申した山崎先生からも御質問あつたんですが、国家公務員の災害補償法の中身でございますが、この遺族補償年金が非常に複雑にできておまして、どういった比較をしたのが一番いいのかという問題もあるかと思ひます、非常に高い給与の方と比較しますと公務扶助料の方はずっと低くなりまして、勤めて一年とか二年の方と比較しますと公務扶助料の方がよくなつていくということではあるかと思ひます。

ただ私どもも、公務扶助料を改善していくというのの一つの目安としては、いま先生のおつ

しゃつたような国家公務員災害補償法等で補償される金額、こういったものを横にらみしながら考へていくべきじゃないかというふうに思つておりますので、直接どれとどれ、何等級何号俸で比較すればどうなるかということであれば、また後ほど計算して先生の方にお出ししてもよろしいかと思ひますが、いまだどういふ基準で、たとえばさつきちやうと例を申し上げました、最低保障ですから、高等学校を出てすぐに自衛官になつて一年ぐらゐで公務死したというふうな方と比べますと、これは公務扶助料の方がはるかに高くなつておられるわけでございます。そういつたことで、もしどの辺のところと比較したらいいかということであれば、また後ほどこの御質疑の終わるころまでにでもあるいは計算いたしまして御報告申し上げるといふようなことにいたしたいと思ひます。

○和泉照雄君 私の方の手にある資料によりますと、人事院の昭和五十三年度の国家公務員の災害補償の統計というのによりますと、五十三年度は遺族補償の年金が百三十三万三千二百八十六円、それから福祉施設の関係で、特別給付金の年金が二十五万一千八百三十七円という大体の平均が出ておられるようにございまして、ですから、比べてみますと、国家公務員の遺族補償の年金の方が公務扶助料よりも大体二十四万三千円ぐらゐ高いようでありまして、ですから、この差を縮めるよう努力をするお考へがあるかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小龍鐵雄君) いま先生のおつした平均というのがどういふ意味の、ある階層ある階層の人をとつて計算したものなのか、あるいは全体を平均したもののか、ちやうとわかりかねますが、恩給の場合も、いまお話し申し上げておられるのは最低保障額でお話し申し上げておられる、もちろん仮定俸給の高い方はこれ以上おつておられる方もあられるわけでございます。そういつたことで、そのいまの先生御指摘の差額というののがどういふ性格のものか、ちやうとわかりかねるわけでございますが、いずれにしても先ほど申し上げ

ましたように、公務扶助料の改善につきましては、やはり現職の公務員との比較といったようなことも絶えず考えながら考えていきたい、このように考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 次も同じく附帯決議のことに関連をしてお尋ねをいたしますが、さきの附帯決議の第一項目には、「恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をする」とともに各種改善を同時期に一本化して実施するよう努めること」というのがございます。さきにも若干触れましたけれども、今回の改正案ではこの附帯決議の趣旨が生かされていなのは納得できないわけでございますが、政府のこの決議に対する御見解を伺わしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小熊鐵雄君) 国会の附帯決議につきましては、私も国権の最高機関である国会の御決議でございますし、私も改善の大きな指標として今後とも考えてまいらるわけでございます。ただ、御指摘の一年おくれの問題につきましては、確かに私どもが恩給改善の指標として使っておりますのは前年の公務員の改善率、これを指標として使っておるわけでございます。したがって、古い指標を使っているのじやないかというようにあるかもしれませんが、ただ、そのことが即給与額そのものの水準が一年おくれであるというように言えるかどうかというふうな議論ももちろんあるわけでございまして、ただ、私どもはもう幾らかでもこれは早く支給した方が、受給者みんなお年を召しておられますし、この改善については今後とも検討してまいりたいというふうな考えはありますが、ただ、ほかの公的年金とも並びもございまして、その辺も考えながら今後とも検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 次に、傷病者の遺族特別年金、このことについてお尋ねをいたしますが、この特別年金の年額を二段階に分けて今回は増額しようとしておるわけでございますが、六月分以降、傷病

年金及び第一款症以上の特別傷病恩給受給者の遺族に十八万二千九百円、第二款症以下の特別傷病恩給受給者の遺族には十三万七千二百円にそれぞれ増額しようとしておるわけでございますが、この程度の、年額でございますが、年金額を年金と云うには余りにも少額過ぎるんじゃないかと、こういうような気がするんですが、今後この年金制度を改善する意向があるかどうか、伺わしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小熊鐵雄君) 傷病者遺族特別年金と申しますのは、先生御承知のように、傷病恩給そのものに非常に重い方と軽い方、私もこれを重いの方は項症と呼んでまいりまして、これは特別項症から七項症まであるわけでございまして、それから軽い方は款症と呼んでまいりまして、一から四款症まであるわけでございまして、こういった軽い方の款症の方々、この款症の方々にについて申しますと、大体日常生活もそう御苦労はないような状態の方が多くあると思いますが、こういった方々については、戦前ももちろん、その後もうつとそれが平病死した——公務死されたら別ですが、平病死された場合は、扶助料というか年金は出なかったわけでございまして、それを昭和五十一年になりました、いままでいろいろ年金を受けておられた方が全く無年金になってしまふというものはちよつと適當ではないんじゃないかというふうな議論も出まして、五十一年当初それでは十万円という額で出されたわけでございまして。

それで、現在、ただいま御指摘のように十八万二千九百円でございますか上げるわけでございまして、これは、そのほかの公務扶助料とかあるいは増加非公死扶助料のアップ率を見まして、どんどん上げておるわけでございまして、そういう意味では今後ともこの額を上げていくという方針でおるわけでございます。

ただ、増加非公死扶助料というのは、これはまさに増加恩給受給者が平病死された場合受けるわけでございまして、増加恩給というのはそもそも普通恩給と併給されておまして、そういう意味

で、これはずっと戦前からその方が亡くなった場合扶助料が出るという仕組みになっておったわけでございまして。款症についてはいま申し上げましたように、五十一年になってようやくそういう制度を充足せまして、十万円ということから始めたいわけでございまして、ここ数年で十八万何かにまで上げたわけでございまして、私も私どもとしてもこういう制度をつくった以上は今後とも他の恩給との並びを見ながらどんどん上げていきたい、このように考えております。

○和泉照雄君 恩給局の方がいろいろ各年度ごとに改善をしておられるというその努力はよくわかるわけでございまして、たとえば項症関係の方々が、公務死でない場合、増加非公死扶助料というのになりますと、今回の改善で六月からは九十万支給されるということ、軽い款症の方々はいまおっしゃった十八万と十三万の二段階でということになります、余り、だんだん格差を少し縮めてあげないとならないのじやないかと、ですから最低保障の制度とかあるいは寡婦加算とか、そういうものをだんだん導入をしてその差を縮めてあげようというふうなことを考えてはどうだろうか、こういうように問題提起するわけでございますが、いかがですか。

○政府委員(小熊鐵雄君) いま申し上げましたように款症の方、私も款症と云う呼んでおるんですが、

〔理事林直君退席、委員長着席〕
この款症の方々の症状といいますが、日常生活といいますが、これと項症の方とちよつと比較にならないくらい、項症の方になりますと腕がなくなつたとかあるいは失明したとか、全聾であるとか、こういった方々でございまして、先ほど申し上げましたように、こういう方には普通恩給も出ておるわけでございまして、年限のいかんにかかわらず普通恩給が出るわけでございまして。そういう状況で、これは生前の看護の仕方と申しますか、これも全く恐らく質が違ふくらい違ふんじゃないかというふうに考えるわけでございます。指のない方と腕が一

本ない方と——項症の方はもつとひどい方がたくさんおられるわけで、そういう点もいろいろ考えまして、それから他のいろいろな年金制度といったようなこともいろいろ勘案しましてこの制度をつくり、また改善を図ってきたわけでございまして、そういう意味では今後とも改善は続けたいとありますが、先生御指摘のような寡婦加算をつけるとかあるいは最低保障制度を導入するといったような性格であるかどうかということについては、ちよつと私自身としてはまだ疑問があるわけでございます。

○和泉照雄君 今回、普通恩給の最低保障額というものが六十五歳以上の長期在職者については六月から七十万というのになります、この七十万に上げる根拠ですね、説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(小熊鐵雄君) いま先生御指摘の七十万という最低保障額は、長期の方で、六十五歳以上の方でございますが、こういった方については七十万という算出を行った根拠としましては、まず公的年金の基本的な水準になります厚生年金の定額部分というのがございます。これは二十五万円に二百四十万円掛けたものでございまして、これが四十九万二千円になります。それから、さらに厚生年金でも同じ手法を使っておるんですが、報酬比例部分というのをこれに加えておるんですが、これが恩給の場合ですと二十一号俸の八十二万五千円というのを最低限度額にしまして、これに百五十分の五十、これが厚生年金の報酬比例部分と考えるとならばそうであるという率が〇・四五ということ、これを加えてまして報酬比例部分を出しておる。さらに加給部分というのがございます。これは今度の公務員の給与改善の家族手当に当たるものでございまして、これが年額十二万円、月額にして一万円、この十二万円分。それから、こういった長期・老齢者の家族構成を見ますと、大体そういった奥さんがある、有妻率と申しますか、これが約〇・七、七〇%になっておりますので、これを掛けて平均値として、それらを

足し合わせた金額が六十九万九千七百五十円、これを七十万円に切り上げるといふ算式をとっているわけでございます。

○和泉照雄君 次は、現在普通扶助料の低い給与水準を高めるために寡婦加算制度が昭和五十一年度から導入されておりますが、今回の改正案によりまして、この給付水準の一層の改善を図るために、本年の八月から、家族構成の実態に即応して六十歳以上の妻と扶養遺族の子供一人を持つ妻にそれぞれ十二万円、扶養遺族の子供二人以上持つ妻に二十一万円が支給されることになっておるやうでございますが、しかし反面、一方では寡婦加算の調整措置が設けられておるのも事実でございますが、つまり昭和五十五年八月以降新たに扶助料を受けることになる妻は、自分の年齢、退職または廃疾等を支給事由とする他の公的年金の受給者となったときはその間の寡婦加算については所要の調整を行うこと、このようになっておるやうでございますが、どのような所要の調整を行うのか、具体的に説明願いたいと思ひます。

○政府委員(小泉雄雄君) これは、一応年度の厚生年金において寡婦加算を大幅に引き上げまして、それに伴う調整の規定を設けたわけでございまして、これに横並びとして恩給においてもこの調整規定を設けるということにいたしましたわけでございまして。

それで、いま先生のおっしゃった施行日以降、つまりことしの八月一日以降新たに扶助料を受けるといふやうな方に対して、それ以前に受け取った方についてはもう全然やりません、それ以降に新たに扶助料を受けるといふ方について、この方が寡婦加算を含めた扶助料の年額が一定額、これはいま五十一万円を予定しておりますが、五十一万円を限度としてこの調整を行うといふやうなことにいたしましたわけでございまして。

○和泉照雄君 次は、問題変えまして、旧日赤救護看護婦の恩給金制度の運用という問題についてお尋ねをいたします。

この恩給金制度は、昭和五十四年度の総額は八

千七百万円でございますが、今回五十五年度予算では一億三千万円が増額計上されております。しかしながら、恩給金給付といふことは昭和五十四年度と同じやうなレベルのものである、このやうに聞きますが、そのとおりであるのかどうか。もしそうだとするならば、恩給給付金制度といふのをどういふ性格のものだといふやうにとらえていいの、そこらあたりを説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(関通彰君) 日赤の従軍看護婦に対しまして恩給金につきましては、予算総額はただいま先生おっしゃいましたとおり五十四年度八千七百万円、五十五年度一億三千万円でございます。ただ、金額がふえておりますのは、五十四年度が初年度で八カ月分を計上してありますのに五十五年度は十二カ月分を計上してあるというこの差でございまして、給与の内容は五十五年度も前年度と同じでございます。

この性格でございますが、一口に申しますと、日本赤十字社の従軍看護婦の過去の御苦労に對しまして、それを恩給する意味で恩給金として支給するといふものでございまして。

議論の経緯といたしましては、現行の恩給法あるいは援護法の年金等の対象にならないかという御議論がございましたが、日赤看護婦は日赤の職員でございます。これらに年金の対象にはならない。しかしながら、女性の身でありながら陸海軍大臣の命令によりましていわゆる赤紙召集を受けておりました、しかも戦地で戦時衛生勤務という大変な御苦労をされて、しかもかなりの方が戦後相当期間現地に抑留されると、かような大変な御苦労をされたことにかんがみまして、年金としてではないが過去の御苦労に対する恩給金として支給することになったものでございまして。

支給の形態といたしましては、総理府に必要予算を計上いたしまして、日赤本社に補助金として交付し、日赤本社が各看護婦さんに支給する、かような支給方法をとっております。

○和泉照雄君 いま再三、過去の恩給について、

御苦労であつたという恩給金だと、生活とか所得とかそういうやうな年金的な色彩は全然ないんだと、こゝろが御答弁になりました。それだけども、また衆議院の内閣委員会でもそういうやうな御答弁があつたやうでございますが、また、この恩給金制度ができたときに、恩給制度に準ずるといふ問題を取り上げて創設をされておるわけでございまして、そういうことからすると、ただ過去のそういう御苦労さんでございましたという恩給金といふことであれば、なぜ恩給制度に準ずると、そういうやうな文句をうたつたのか、そこらあたりがどうも納得いかないと思ひます。

○政府委員(関通彰君) 私ども理解いたしておりますのは、日赤の従軍看護婦さん方に対して何とか措置がとれないだろうかといふことで、やはり先生おっしゃいますやうに年金的な処遇がでないかといふことで議論がされていたわけでございまして、何分にも日赤看護婦は、いわゆる恩給法の対象になるためには公務員経歴が必要でございまして、日赤の職員でございまして、こゝろが現行の恩給制度あるいは援護法の年金の対象にはないが、法的な根拠その他何もございせんが、いわゆる政府の予算措置といふことで予算計上して恩給金を差し上げるといふことにしたわけでございまして。したがって、やはり基本的には恩給があるいは年金とは異なる性格のものとして何とか措置しようといふことでこの制度を始めたといふぐあいに理解していただきたいと思います。

ただ、恩給に準じてと申しますのは、具体的に恩給金の年額を計算いたしますとき、恩給で出しております兵の普通恩給、なるべくこれに準ずるやうな形で算出して差し上げたといふことでございまして、現実には支給の対象範囲は兵に準じた加算方法で加算いたしまして、十二年以上の方々につきましては実在勤年数別に兵の五十五歳の普通恩給年額を勘案いたしまして、支給額を十万円から三十万円までといふぐあいに決めておるわけでございまして。したがって、そういう算出方法は兵に準じた形にいたしておりますが、やはり基本的な性格は、法律に基づかない予算措置での恩給金であるといふぐあいに私も理解いたしております。

○和泉照雄君 算出の基準だけを恩給法に準ずるといふことでは、支給される方はやはりこの恩給法に準じて適用されるのだといふ、そういうやうな希望の観測を持つのは当然じゃないかと、私はそういうふうに思ひます。しかもまた年額十萬から三十萬といふ、恩給法に準じていきますとやはり物価の上昇といふことになるとそれにスライドして額が増額になるのが当然だと思ひますが、そのスライド分もそういうことは全然保証されてない。こゝろがこゝろになりまして、最近の政府の主導型の公共料金の値上げによりまして、いよいよ十萬から三十萬が相当目減りをするといふことはもう当然だと思ひますが、これに對する手当の仕方をどうしようかと考えております。

○政府委員(関通彰君) 恩給金の基本的な性格からいたしまして、いわゆるスライド制をとってないわけでございまして。しかし、先ほど御答弁さしていただいたんでございまして、このやうな恩給金を出しますとき、形といたしましては一時金でお出しするといふ形、あるいは十年償還の国債でお出しするといふやうな形態もあるわけでございまして。もしそのやうな方法をとつたといひますと、その後の対処といふことは道を閉ざされるわけでございまして、政府がとりました方法は、毎年予算措置をして恩給金をお出しするといふ形をとつておるわけでございまして。したがって、将来予期しないやうな経済変動がございまして、それには対処する方法を検討しなければいけない、かように考えております。

○和泉照雄君 過去のことで御苦労でございまして、去年とことしと来年と違わないやうな何らかの措置をすると、考えてみよう、こゝろがこゝろ

うなことなんですか。

○政府委員(閣通影君) 仮に慰勞金として一時金でお出しなすとも、もうそれっきりで、その後どんな経済変動等ございましても対処がでないわけでございますが、毎年予算措置で出しているというところは、対処する可能性のある方法を政府がとっている、その意のあるところをおくみ取りいただきたい、かように考えております。

○和泉照雄君 あなたは、一時金一時金と、そういう冷たいことを言っているじゃないですか。

いま、慰勞金という制度でちゃんと毎年皆さんに御苦労したということで支給されるんですから、それには目減りのない手を、やはり改善の措置をおとりになった方がいんじゃないかと、こういうふうに申し上げるんですから、適確なことをお答えをお願いいたします。

○政府委員(閣通影君) 繰り返して御答弁することになります、慰勞金の基本的な性格から申しまして、所得保障的な年金でございまして、毎年度額でお出しするということを基本に考えているわけでございます。

○和泉照雄君 総務長官にお尋ねをしますが、いま質疑のやりとりの中で、だんだん電気、ガス、あらゆるものが上がって慰勞金も目減りをするというところに対して、政府は何らかの温情ある措置をするのが、過去のそういう御苦労に対して毎年支給をされるというのの意味が私は生きてくるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(小淵三三君) 御質問の趣旨は理解できますが、いまはど室長が御答弁申し上げましたように、この給付金の性格からいたしまして、直ちに年々歳々スライド制をとるといふことはこれはむづかしいことだろうと、こういうふうにご考慮しております。と同時に、実はいろんな経過を踏まえてようやくこうした旧日赤看護婦の皆さんにお気持を差し上げられることに相なった次第でございますので、したがって、スタートした段階でございますので、今後にわたってどうい

う処置をとることがいいかということをご考慮し述べることが大変むづかしいことだろうと思えます。しかし、先ほど御答弁申し上げましたように、経済には予測しがたき変化ということも予想されるわけでございますので、そうした段階においてなおかつ定額であるかということについては、これは大方の皆さんの御意見が、余りにもその変化に対して政府の行うことに對して無理があるという御判断をいただくように相なりますれば、政府としても十分研究しなきゃならない課題だということに理解いたします。

○和泉照雄君 次は、ことしの一月の二十一日、元日赤の従軍看護婦会の代表の方々が総理府を訪れまして、小淵長官に慰勞金給付制度の改善について陳情を行ったことは長官も御存じのことと思えますが、その際に、七十歳以上の受給者への増額、現在受給条件から除外されている外地である台湾、朝鮮で勤務した者や昭和十二年七月以前に中国に勤務した人も対象とするように枠の拡大を図っていただきたい、こういうことを要望いたしました。これに対して、小淵長官は制度改善の方向で検討することを確約をされた経緯がございます。

その後これらの要望についてどのようなことが検討されたのか、さらに五十六年度の予算要求にどのように反映をされようとするのか、説明をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵三三君) 本年の一月二十一日、先生を初めとして国会議員各位並びに元日赤従軍看護婦の会の役員の方々が御出掛けをいただきました。私あてに陳情書提出を願ひ、御要請のあったことをしかと承知をいたしております。

一月の段階でございますので、すでに五十五年度予算につきましては昨年末に予算の大綱は政府として定めておりましたので、五十五年度予算につきましてはこれを盛ることは不可能でございますが、私といたしましては、いま御指摘のありました点につきまして、誠心誠意検討させていただきますというお答えをしたと記憶いたしております。

ますが、一の点につきましては、先ほど来もスライド制の問題ということで取り上げられておりましたが、要は、このスライド問題については先ほど来の御答弁のようになかなかむづかしいこと。ただし、そのときに、しからば大変お年を召された方については何かできないかということでございます。いまは、これも基本的にはスライド問題に係ることでございますのでなかなかむづかしいことと、現在事務的に話を進めておりますが、現在の段階でそういうことに相なっております。

それから、二番目の受給資格の問題につきましては、いわゆる台湾、朝鮮勤務の問題でございますが、これはその後いろいろ調べてみますと、いわゆるこの地区を日赤におきましては戦地として規定をいたしておらないというふうなことでございまして、この点もなかなか政府としての考え方だけで処理できない問題である。

それから昭和十二年七月以前の戦時勤務につきましてでございますが、これは援護法との横並びの関係もございまして、これはまた直ちに明快な御答弁ができればむづかしい問題でございます。

おいでをいただきましたことをしかと承知をいたしておりますし、われわれといたしましては、せつかくこれだけ喜んでいただいた制度が進捗いたしました。これにしまして、気持ちとしてはさらにということの御要請でございますと思ひますので、総理府としても勉強いたしておるところでございますが、現時点までに全くそのとおりの要請におこたえできないというところの答弁ができないことをまことに申しわけないと存じておる次第でございます。

○和泉照雄君 さらに、給付金制度の残された問題点として、そのときにすでに死亡された方の遺族に対する処遇、それから実在職年三年未満の者の処遇が挙げられたわけでございますが、これらの問題点を解決するために総務長官にもそのとくに要望したわけでございます。特に死亡された遺族に対する処遇については、恩給制度に準ずる、恩給制度を準用するというところからします

と、当然これは善処しなければならぬと私たちは主張したいわけでございますが、これについて長官はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(閣通影君) 遺族に對します慰勞金の給付でございますが、慰勞金の性格が、これも先ほど申し上げましたとおり、看護婦さんの非常に特殊な状況を考慮いたしまして、その御本人の御苦労に對する慰勞という趣旨でございますので、この慰勞金は御本人限りというぐあいな取り扱いにいたしておる次第でございます。

○和泉照雄君 次に、五十五年度予算に旧陸海軍従軍看護婦に對する救済措置を図るための調査費が一千万円計上されておるようでございます。そこで、厚生省は実態調査をさきの御答弁では本年度中に完了するというところでございまして、総理府はそれを受けて本格的な旧陸海軍従軍看護婦に對する救済措置をいつから実行するつもりなのか、五十六年度予算に計上される、そういう決意で作業を進めておられるのかどうか、その辺のところを御答弁願ひます。

○政府委員(閣通影君) 厚生省で本年度旧陸海軍の看護婦さんの実態調査を実施される計画でございますので、総理府といたしましては、調査の結果が次第で、できるだけ早急にその後の措置につきます。関係省庁と協議いたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○和泉照雄君 次は、終戦に伴う引き揚げ援護業務に従事して公務に起因して死亡した日赤救護員の補償についてお尋ねをいたします。

私は、日本赤十字社が終戦直後に国の引き揚げ援護等に際し傷病者救護のために派遣した救護員の業務は、その実態から見て戦時衛生勤務に服した救護員の場合と全く同等の公務とみなされてしかるべきだと思ひます。でございますが、まず政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(橋本欣史君) 日本赤十字社救護員が終戦後引き揚げ援護業務中死亡した者についての処遇に對する御質問でございますけれども、援護法上の処遇につきましては、この法律が戦争遂行に

際して国と一定の使用関係にあった者またはこれに準ずる方々に対して国が使用者としての立場から戦争公務による死亡、障害、これに対して補償しようとして、こういう趣旨でございますので、御指摘の方々は戦後の非戦争業務従事者ということで援護法の対象とすることはやはり困難であらうかと思ひます。

○和泉照雄君 では、具体的な事例でお尋ねいたしますが、昭和二十一年の六月の二十八日、佐世保沖で病院船に乗船をしていた看護婦が連絡船に添乗して十三人が転落して遭難した事件がございまして、その事実関係について厚生省から説明を受けたと思ひます。

○説明員(楠本欣史君) 事実関係でございますけれども、私もこういった日赤の職員の方々に關する問題でございますので、この事実関係については日本赤十字社から事情を聞いております。で、事実関係につきましては、まさに先生もいまお話しされたとおり、佐世保沖で昭和二十一年六月二十八日、病院船、これに乗船勤務していた看護婦が佐世保横濱に向けて航行中風波のため突然転落沈没し十三名の方が亡くなられた、こういう事実関係につきましては承知しております。

○和泉照雄君 日赤では、この十三名の遭難死亡者に対しては戦時救護による殉職救護員と全く同一の扱いをしておられるようでございます。日本赤十字社救護員戦時扶助及び弔慰規則を適用して当時の遭難に対しては弔慰料及び遺族扶助料を支給したと、このように言われておりますが、この日赤の処置によつて国の補償が全く免除されているというところに私はならないと思ひます。国は全然この遭難者に対しては弔慰のそういうようなこととしておられないわけでございますが、そこで、これらの犠牲者を、事情はいろいろありますけれども、援護法の適用をして遺族の人たちを救済するという温かいそういうお気持ちはありませんか。

○説明員(楠本欣史君) 申し上げましたとおりの先ほどの事情、あるいは日赤自体がその業務としたしまして戦争あるいは災害に際しまして救護班

を派遣して救護活動をする、こういうこと自体をその主要な事業としておるといふ基本的な事柄、あるいは日赤から当時そういった方々に対して支給し給与がなされ、あるいはまたいま御指摘にもございましたように、日赤の弔慰規則によりまして遺族扶助料等が支給されておる、こういう事柄を考えますとき、直接国がこれに対して何らかの処遇をとるといふことについてはやはり非常に困難ではないかというふうに考えております。

なお、そういった意味で、非常に気の毒な御事情にあるわけでございますけれども、こういった問題も含めてなお検討の余地はないか、私ども先ほど申し上げましたような若干の援護法の接点部分の問題というものもございまして、プロジェクトチームにおいて研究していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○和泉照雄君 昭和四十二年で、かなり以前のことでございまして、滋賀県の行政監察局はこの転覆事故をした遭難の訴えによつて行政管理局を通じて厚生省へ照会をしたわけでございますが、厚生省からは、先ほどお話があったとおり援護法の適用はできないとの回答があったというところでございまして、これに対して同監察局では、終戦処理中に国のために働いて死んだ犠牲者の遺族にも遺族年金が支払われるよう援護法の拡大解釈が改正を国に要望するという意見が出されたというところでございまして、これは事実であるかどうか。

○説明員(真田弘二君) 昭和四十二年当時、滋賀行政監察局に対して日赤看護婦につきまして遺族等看護婦の適用方をお願いしたいというような要望があったことは事実でございます。

○和泉照雄君 あなたの方で厚生省の方に要請をされた要請の原文をちよつとお持ちであつたら読んでいただきたいと思います。

○説明員(真田弘二君) 十二、三年前のことでございますが、私どもの方にその当時の詳細な記録はございません。ただ、いま申しましたような滋賀行政監察局に対して申し出があつたということ、その要旨は残つてございます。読み上げてみ

たいと思ひます。「昭和二十一年六月二十八日日赤看護婦として佐世保港外において、復員船の患者輸送業務に従事中、上司の命令により、風雨の中を治療品受領のため、航行中、連絡船が転覆(溺死)した。厚生省では、本ケースは軍属たるの在職期間外の事故であるとして遺族援護法の適用より除外しているが、実情は、軍務に服していたと同様の状況下にあり、この点、援護法適用範囲を拡充してほしい。」、そのような記録が残つてございます。

○和泉照雄君 いま管理庁の方で読んでいただいたわけでございますが、厚生省はこの要請書を受理をしておられるのは事実なんですね。

○説明員(楠本欣史君) 実は四十二年という年月でございますので、早速調べてみましたけれども、的確な文書、文書の形でははつきりしたものは残っておりませんでした。ただ、いま行政監察局からの指摘ということでお話ございましたとおり、そういう内容の要旨の問い合わせがあり、それに対して口頭でか文書で、これは必ずかしんだという答えをしたということはそのとおりであるかと思ひます。

○和泉照雄君 この行管への要請書によりまして「上司の命令により」と、医療品の受領のために航行中ということになると、明らかに軍属でなくとも公務中にこういうような事故に遭つたというところでございまして、やはりその当時、拡大して救済をされてしかるべきじゃなかったか、このように思ふんですが、しかしそれはさておきまして、日赤の従軍看護婦の人たちの慰労金制度ができた時点でも、こういうことを救済されるべきではなかったかと私は思ふんですが、そういうようなことは気がつかないのかどうか。

○説明員(楠本欣史君) 日赤のいまのような慰労金というものができた、このときにどう考えたのであろうかという御指摘だと思いますけれども、少なくとも私も援護局におきましては、御承知のとおり遺族援護法、これを所管しておるわけでございますけれども、私どもとしては援護法の適

用いかんということでございます。したがひまして、遺族援護法上こういった方々が戦争公務遂行中に死亡した、あるいは障害を受けたというふうな評価できるかどうか、あるいはその身分というものについて、軍人、軍属こういった既存の既処遇の方々と同一視できるかどうか、こういう援護法適否の観点から検討するわけでございます。そういういたしますときには、繰返しになってまことに恐縮でございますけれども、やはり援護法の適用は困難だとお答えする以外にはないわけでございます。

○和泉照雄君 もう少しひとつそういうあれであつても当時の事情をよく勘案をされて温情ある計らいを、いまからでも遅くありませんから、ひとつ前向きで処置をしていただきたい。強く要請をしておきます。

次は、恩給審査会についてお尋ねいたしますが、昭和五十四年度において申請の件数及びそれらのうちの裁定件数と却下件数についてお知らせ願ひます。

○政府委員(小龍雄雄君) 五十四年度の傷病恩給の申請件数でございますが、五十四年度といたしまして五十五年の三月までであるわけですが、ちよつと三月までのやつはとれませんので五十五年一月末現在の数字で申し上げますと、申請の件数が七千三百四十五件でございます。それから処理件数が九千七百九十一件でございます。そのうち傷病恩給給付と裁定されたものが七千二百九十九件でございます。

それから棄却、これはいろいろ公務に当たらないとかあるいは公務に当たらないが年金を給する程度の障害ではないというような棄却がございまして、これが二千三百六十七件でございます。率にして二四・二%ということになっております。

そのほか書類が不備でもう一度出し直してもらいたいという返戻というのがございまして、それが百二十五件でございます。

○和泉照雄君 特に傷病恩給の審査に当たつて

は、他の恩給審査事務と違ひまして相当慎重を要するし、また、もう長いことでございますので長期間を要しておるのはよくわかるわけでございませうけれども、請求者からすればもう少し短縮をしてもらいたいというような要望があるんですが、その短縮を図るためにどういうふうなふうにお考えでしょう。

○政府委員(小熊鐵雄君) いま先生おっしゃいましたように、傷病者の方はいろいろ傷ついておりますわけですし、一日も早くということでお待ちになっておる気持ちよくわかるわけでございますが、ただ、戦争が終わってからでもすでに三十五年たっておりますし、受傷後もう四十年以上たっておりますというのが非常にたくさんございます。その間、途中で恩給の申請を出しておられればまだたぶん四十年たつて初めてお出しになるというふうな場合ですと、まず、その傷病恩給を出すにつきましては、そういった傷を受けたかどうかという判断が一つ要ります。それから、そういった傷を受けたにしても現在の障害というか、傷病がそういった傷に起因しておるのかどうかという判断がまた一つございます。

これもいま申し上げましたように、もう非常に、大体六十歳を超えて七十歳近い方が大部分でございまして、いろいろな老化といいますが、加齢現象が出ておるわけでございますし、その辺の判断が非常にむずかしいという点が一つござい
ます。

それから今度その症度について、これが年金に該当するような症度かどうか、こういう判断があるわけでございます。

いずれにしても、そういうった受傷の事実その他のを裏づけるようないろいろな資料が必要なわけでございます。これがなかなか受傷者の方個人ではそろわない。そうしますと、こちらがいろいろまたお手伝いをするとか、あるいは診断書等につきましても不備なものはかなり多いわけでございます。そういうものをまた検診に出してあ

げるとか、いろいろ手がかかるわけでございますし、御指摘のように、かなりの月数かかっておるものもあるわけでございます。ただ、私どもとしましては、最初に申し上げましたように、傷病者の方あるいは非常にもう老齢化されておられますので、一日も早く裁定を出したいということでいろいろ基準等を設けてまして、とにかくもう早くやるという方式をいろいろ考えておるわけでございます。

あとただ、私どもの方へ参りましてからはいま申し上げましたように、もう精いっぱい早くやろうということをやっておるわけでございますが、御承知のように、傷風患給の請求につきましては、それぞれ本籍地の都道府県、ここいろいろな軍歴簿やなんかあるわけでございまして、そこを經由して厚生省の援護局の方に参りまして、それから私どもの方につれてくるわけでございします。その間の資料の整理といったことにもこれはかなり時日を要しておることもまたあるわけでございます。いずれにしましても、私どもも私どものところに来てからはもうとにかく一日も早くということでがんばっておるわけでございします。

○和泉照雄君 戦傷病者戦没者遺族等援護法というものに基づいて援護審査会というのがございますが、この裁定までの審査の時間が大変長いようでございますが、具体的例を一つ挙げてお尋ねをいたしますが、鹿児島県の阿久根市に住んでおられる垣本勇さんという方ですが、障害年金の請求を本人が県に申請をしたのが昭和五十一年四月の二十八日で、県が厚生省に進達したのが昭和五十一年の十二月二十三日でございます。半年ぐらいいて進達しておりますが、それから本人の照会に對して、厚生省援護局からは昭和五十四年の九月の二十七日にお答えがありました、結論として、いつ裁定されるかわかりませんということでございます。もう御本人も非常に高齢でございますし、時間も余りかかり過ぎておるんじゃないかかすし、もう約四年間ですね、こういうふうに思われ

ますが、この点についてはどういうふうにお考え
でしょうか。

○説明員(楠本欣史君) 援護審査会につきましても、先ほど恩給局長から御答弁がございましたとおりの事情がございまして、いずれにせよ三十数年前の戦時中の特殊な事実関係を判断すると、そのための客観的な立証資料、こういったものを収集整理しなくてはいけないという事情にございまして、そのような事情から、やはりこれを受けましてから最終的に援護審査会で決定されるまでに相当長期間を要する事案もございましてことは御指摘のとおりであります。平均的には、市町村受け付けから最終の援護審査会の決定まで一年六カ月程度平均的にはかかるという実情になっておりますけれども、ぜひ私どもも遺族の方々の高齢化という事情も踏まえ、御指摘の趣旨を体しまして早期処理に努めてまいりたいと思います。

ただ、いま具体的な事案として鹿児島県の案件を御指摘になったわけでございますけれども、正直言いまして、いま初めてこれを受ったわけでございましてけれども、こういった事例について特殊の事情があったかどうか、早速調べまして、この案件につきましても早期処理に努めたいと思っております。

○和泉照雄君 これは援護局の援護課からの回答がちゃんと出ておるんですよ、もう四年ですからね、具体的に言いましたから善処してください。

○説明員(楠本欣史君) わかりました。

○和泉照雄君 次は、改善事項の第九項目でございますが、旧国際電気通信株式会社の社員期間の通算条件の緩和を図ることを示しておられますが、私のところには華滿棉友会の方から旧滿州棉花協會、旧華中棉產改進會、旧華北棉產改進會、あるいはまた旧滿州航空株式會社従業員という方々から、恩給法令に言う外国特殊機關職員の指定をしてほしいというこのような陳情が来ておりますが、この件について政府はどのような姿勢で対処していくおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（小熊鐵雄君） 外国にあった特殊機関とかあるいは特殊法人、こういったものについて

通算を認めてもらいたいという要望、要請あるいは陳情につきましては私もどこへも非常にたくさん参つております。ただ、そういった外国にあった特殊機関とか特殊法人とかあるいは国策会社とか、こういったものは私も承っているだけでも百以上ございまして、これらについてはそのうちいろいろ人事交流の特殊性とかあるいは業務の内容とかそういったものをいろいろ検討した結果、二十二についてはすでに通算を行つておるわけでございまして、その余のものについてはこれは一つやればもう、先生御承知と思います。が、戦時中はもうほとんど重工業の会社その他も国策会社といいますが、軍が管理した会社でございまして、そういった業務が非常に軍と密着しておるとかあるいは政府と密着しておると、これはもうほとんどどの会社がそうだったんじゃないかと思ひますが、そういったところに広がるという問題もございまして、先ほど申し上げましたように二十二の通算を認めた法人等につきましては、もう十分検討した結果やつたところでございまして、その余のものにつきましてはもう私もは一度、その余のものについては終わっているんじゃないか、応通算問題としては終わっているんじゃないかと、このように考えておるわけでございます。

なお、最初御指摘になりました今度の国際電氣通信でございますが、これはすでに通算措置がとられておりまして、それは国際電氣通信が政府に移管になりました後においてずっと通算しておるわけでございます。ただ、その間終戦後から政府に移管になるまでの間抜けておる部分がありますので、これを手直しするというところでございまして、決して新たにこれを加えて通算措置をするということではございませんので、御了承をいたされたかと思ひます。

○和泉照雄君 次に、ソ連抑留者の問題についてお尋ねをいたしますが、わが党の二宮議員が政府に対して、「戦後ソ連強制抑留者の処遇改善に關する質問主意書」、これを提出いたしましたところ

ろが、去る十五日政府の答弁書が送付されてきておりますが、その内容はソ連抑留者の声を全然無視をしている。抑留者の切なる処遇改善、実態調査の要望を拒否した態度でございまして、私は許しがたいものであると思います。この三項目は最小限の要望であると思います。「総理府に審議会を設置をし、特別立法措置の要否について検討を開始すべきである」というか」とか、あるいは「政府は戦後ソ連強制抑留者とその遺族の実態調査、抑留にかかる後遺症患者の実態調査、ソ連における埋葬地点に関する実態調査を行うための調査費並びに遺骨送還のための費用を早急に予算計上すべきである」と考えるがどうか。それから三番目が「抑留者の労苦の実態に比し、現行恩給法上の抑留加算は低きに失すると思われるので、早急に、その見直し措置を採るべきである」というか。この見直し措置を採るべきであるか、御答弁願います。

○政府委員(清水汪君) ただいまの御指摘の、特に最初の第一項につきましての御答弁をあるいは特にお指しになっておるかとも思いますが、このシベリア抑留の問題につきましてはつい先ほど御答弁を申し上げたところでございまして、政府といたしましては、昭和四十二年に引揚者の交付金の措置をいたしました時点をもちまして、終戦に伴う措置をいたしまして、未処理の問題は措置が終わったというふうにとめてきておるわけでございまして、もちろん、その意味はすでに御案内のとおり、たとえば特定の援護措置を要するような方々に対する援護措置というふうなもの、幾つかの法律に基づきましてそれぞれの実態に応じた措置をとってきているわけでございまして、そうしたいわばとるべき措置をとったという立場でございまして、しかる所、もちろんただいま御指摘のように、最近におきましてシベリア抑留問題等につきましての推進の動きが高まっておりますという承知をしているわけでござい

ますけれども、それに対して、これをいまこの段階になって改めて取り上げるといふことは、これはきわめてむずかしい問題であろうというふうに思っております。御苦勞をなさったという点に對しましては深く推察申し上げるわけでございまして、それに対してどういふ措置をとるかという御質問に對しましては、どうも大變繰り返すようで恐縮でございまして、新たな措置をとるわけにはまいらないということを申し上げさせていただきます。もう最後になりますが、あと三、四問。

○和泉照雄君 恩給行政に欠かせない資料の保管という点についてお尋ねをしますが、軍人軍属の軍歴証明というふうな書類の保管は、戦前戦後、どういふふうにして全国的にしておられるのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○説明員(森山喜久雄君) 軍人軍属の軍歴でございまして、これは陸軍につきましては、戦前は兵籍簿というのがございまして、現在もあるわけでございまして、これは連隊区司令部が保管をしております。戦後都道府県に移管しております。それから旧海軍関係の軍歴は、すべて厚生省で保管しております。

○和泉照雄君 私が全国各地を回ってみますと、恩給の受給権がありながら、請求しても確認をする書類がなく、却下された事例が多々見受けられるわけでございまして、その主な原因をよくよく聞いてみますと、重要な書類が空欄等で焼失してなくなつておると、こういうようなこととございまして、厚生省の方では全国的なそういう書類の焼失状況の把握というのはどのようにしておられますか。

○説明員(森山喜久雄君) 先生御指摘のように、いま申し上げました兵籍簿等も、戦災でございまして、現在平均いたしますと全国で七二%が残つておるわけでございまして、ですから二八%はなくなつておるといふこととございまして、

で、これは恩給でございましてかその他共済年金、厚生年金等での軍歴の証明が必要なんでございまして、この補償する資料といたしまして、厚生省に留守名簿というのがございまして、これは、昭和二十年の一月一日現在、外地に属した部隊に所属しておられた人の名簿でございまして、こういう名簿でございまして、それから個人が持つておられる軍隊手帳、それから軍人時代の写真でございまして、それから外地から出された軍事郵便、そういう個人が若干資料を持つておられる方もございまして、それから、そういうものもなければ、戦友でございまして、か上官の証明、こういうものも採用しております。それから官公署とか会社などに所属して居られたというふうな方につきましては、その官公署なり会社の人事記録、こういうものを採りまして、こういうものを総合いたしました。これもその人の全軍人間の軍歴というものを全部出すわけにはまいりませんけれども、ある時点ある時点の資料が出てまいりますれば、私の方にその部隊の行動表というのがございまして、そういうふうな資料とも照らし合せて、その人の軍歴を解明していくというふうな方法で対処しております。

○和泉照雄君 具体的な事例についてお尋ねいたしますが、私の郷里の鹿児島県では、約二十万人の人が陸軍に召された、このように言われておりますが、戦時名簿は六万九千人、差し引き十六万一千人の人が焼失をしたと、このように言われております。ですから、恩給を申請しても確認をする資料がないという、こういう状況でございまして、現実に、普通恩給とか扶助料、一時恩給、一時金、原簿がないために照合ができないというの、二千六百件もたつております。こういうような実情について厚生省の方では実態調査されたことがございまして、

○説明員(森山喜久雄君) 実は、私の方でもいろいろ保険請求の処理でいっぱい手を追われておるものでございまして、そのような実態調査をした

ことはございせんけれども、鹿児島県は戦災でかなりの資料がなくなつておると、資料の保有率が五割以下であるという承知いたしております。

○和泉照雄君 やはりこういうようなことは、戦災で焼けておるといふことであれば、国の責任において実態調査をやるのが当然だと思ひますが、それをあなたの方ではやらないと言ひなす。

○説明員(森山喜久雄君) 県でどのぐらいの請求書を保有しておるかというふうなのは毎月統計をとっておりますけれども、その資料のない方がどのぐらい出てきているかという具体的な細かい調査はしておりません。

○和泉照雄君 これはもう明らかに私は国の方の責任ではないかと思ひます。やはりそういうふうなことをPRさしたり、そしてまた救済方法を何らか樹立をするというのを考えなければならぬと思ひますが、不平等ですよ。そういうものを持つておられる人はいけれども、持たない人はどうして照合の書類がないというところで却下になるわけでありまして、これを打開するとか、何か具体的にお考えありますか。

○説明員(森山喜久雄君) 先ほど申し上げましたように、その方に関するたとえば戦友の証明とか、そういうものもあればいいことになりまして、これは私もいたしまして、ちよつと手の打ちようがないでございまして、まあ、そういう、そこまで究明しているかどうかという疑問もございまして、鹿児島県のみならず、各県につきましては、来月、全国の課長会議もございまして、そういう席でそういう方法につきましてみたいと思ひます。

○和泉照雄君 最後に、そういうふうな課長会議のときでも、よく事前に成案を持つて、しかも書類がないんですから、やはり生存の戦友あたりの、終戦後もう三十何年になりますけれども、やはり一つの信憑性のあるものは採用する等のこ

とをやつて救済していくことをぜひやつてもらいたい。これ確約していただけますか。

○説明員(森山喜久雄君) 十分に検討してまいりたいと思います。

○委員長(古賀雷四郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十八分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、郵政省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月十九日)
- 一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十九日)

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

一、公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十六條の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百

円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十八條第三項第一号及び第七十九條第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十二條の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十五條第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十八條の二第二号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十八條の四「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第十三條の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第十三條の六第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十二條の三第一項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十五條の三第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の四第一項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十五條の四第一項」とあるのは「第十五條の四第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附則

1 この法律は、昭和五十五年六月一日から施行する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定改正後の法第七十九條の二第三項第一号の規定を除く。及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

3 改正後の法第七十九條の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十條の二第四項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十五條第二項ただし書中「六十六万九千円」を「八十三万四千円」に、「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に、「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第五十八條第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十九條の二中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第五十九條の四第三項中「一万九千八百円」を

「二万四千六百円」に改める。

第六十一条の二第三項並びに附則第六条の四第三項第二号及び第六条の五第二項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改める。

附則第六条の六中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

（昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の八に次の一項を加える。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、昭和五十五年六月分以後、第一項第一号中「千六百五十円に一・二〇七を乗じて得た額」とあるのは、「二千五百円」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年六月一日から施行する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第五十條第二項ただし書及び第三項、第五十條の二第四項、第五十五條第二項ただし書及び第三項、第五十八條第三項、第五十九條の二（改正後の法附則第六条の七（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）

第五十九條の四第三項並びに第六十一条の二第三項の規定、改正後の法附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項の規定（これらの規定を改正後の法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに改正後の法附則第六条の六（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規

定は、この法律の施行の日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年六月分以後適用する。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二三八四号）（第二四〇五号）（第二四〇六号）

一、国家公務員等退職手当法改正等に関する請願（第二四四三号）

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願（第二四七九号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二四八二号）

一、ソ連強制抑留者に対する恩給法上の抑留加算改正等に関する請願（第二四八三号）

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願（第二四八四号）（第二四八五号）（第二四八六号）（第二四九七号）（第二五三二号）（第二五三三号）

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願（第二五四五号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二五四六号）

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願（第二五五七号）

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願（第二六一七号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二六一八号）（第二六一九号）（第二六二〇号）（第二六二二号）

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願（第二六二四号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二六五三号）

第二三八四号 昭和五十五年四月四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 栃木県足利市本城三ノ二、〇二

三 林龍男

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二四〇五号 昭和五十五年四月四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大分県日杵市藤河内一、八二七ノ

一 齊藤寅生

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二四〇六号 昭和五十五年四月四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町一五八ノ二六

四 池田岩太郎

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二四四三号 昭和五十五年四月七日受理

国家公務員等退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 広島市己斐中三ノ三三ノ一六 要

田努外二百七名

紹介議員 藤田 進君

一、公務員の退職金の切下げと、定年制の導入は行わないこと。

二、公務員賃金を二万五千元（十三・三パーセント）以上引き上げること。

理由

最近の公務員に対する攻撃は厳しく、賃金抑制、共済年金支給年齢の繰上げ、高齢者の昇給停止や、更に現退職金の切下げ、定年制の導入など公務員諸制度の根本的改悪に向け、矢張り早く攻撃を浴びせられ、老後の生活を二重、三重に脅かされている。

第二四七九号 昭和五十五年四月七日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 大阪府泉南郡熊取町紺屋六ノ五

二 上村幸一郎外四名

紹介議員 沓脱タケ子君

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を撤回すること。

二、国家公務員法、地方公務員法一部改正法案を撤回すること。

三、定年制・退職手当等、労働条件にかかわる問題は、労使の交渉事項であることを決議すること。

理由

今日、中央・地方を問わず財政危機に直面しているなかで、政府は、行財政制度の根本的改善に着手することなく、その責任を勤労国民に転嫁しようとしている。なかでも公務員労働者に対しては、共済年金制度の改悪を強行し、更に、労働基本権の代償である人事院勧告にまで介入した不当な賃金抑制政策、行政改革による首切り合理化を策動しながら、公務員制度の根幹にかかわる定年制導入、退職手当の改悪の法案を国会に提出し、その強行成立を図ろうとしている。このことは、「財政再建」の名のもとに進められる公務員攻撃そのものである。本来、公務員労働者の賃金や労働条件は、労・使の団体交渉との合意によって決定されるべきものであり、政府権力によつて、これらの施策が一方的に進められていることを断じて容認することはできない。

第二四八二号 昭和五十五年四月七日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田池ノ原一

四五 五十嵐留雄

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二四八三号 昭和五十五年四月七日受理

ソ連強制抑留者に対する恩給法上の抑留加算改正等に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 元浜貫一

紹介議員 加藤 武徳君

かつて、国家的使命に基づく任務に従事し、ソ連に強制抑留されていた者は、戦争終結後数年におたり飢餓と絶望の中での強制労働に服し、辛うじて生還したところであるが、これら強制抑留者に対する国の救済は十分とはいえない。よつて、その労苦に報いるため、恩給法上の抑留加算を三年に改正するとともに、現地墓参、遺骨送還を早期に実現させるための措置を早急に講ずるよう強く要望する。

第二四八四号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町五一 近藤 重男外六百九十三名

紹介議員 山中 郁子君

国家公務員労働者の生活権及び国立病院・療養所に働くものの生活と医療を守るうえからも、公務員諸制度に対し次のような措置をとられたい。

一、国家公務員への定年制導入を行わないこと。
二、退職手当を大幅に減額する退職手当法の改悪を行わないこと。
三、定期昇給制度を根幹から覆す給与法の改悪を行わないこと。

四、公務員の生活実態に即し、給与、諸手当、昇格、昇給等について大幅な改善を行うこと。

理由

政府は、第九十一回通常国会で、国家公務員の定年制導入・退職手当の改悪など、公務員諸制度の改悪を行おうとしている。その内容は、(一)定年制については、昭和六十年に六十歳実施、(二)退職手当については、1.20パーセント加算の削減・廃止、2.支給率の圧縮・切下げ、3.五条適用の縮小など、手当の大幅引下げを行おうとするものである。また、定期昇給制度については、現行十二箇月昇給を十八箇月とする内容を人事院に検討させるなどの作業を進めている。定年制の導入は、労働基本権が大きく制限されている国家公務員に対して、法律をもつて働く権利を奪い去るものである。なおまた、定年制導入と併行して進められている退職手当についての大幅な改悪の割増し分の減額や定年退職者には割増し分(五条適用)を支給しないという重大な生活破壊のたくらみであり、絶対に許すことができないものである。更に定期昇給制度の改悪についても、現場に働く公務員の生活実態を無視した賃金抑制政策そのものであり、戦後三十年続いた公務員の賃金制度を根本から覆す大改悪であり許すことはできない。

労働基本権が大きく制限されている国家公務員に対して、法律をもつて働く権利を奪い去るものである。なおまた、定年制導入と併行して進められている退職手当についての大幅な改悪の割増し分の減額や定年退職者には割増し分(五条適用)を支給しないという重大な生活破壊のたくらみであり、絶対に許すことができないものである。更に定期昇給制度の改悪についても、現場に働く公務員の生活実態を無視した賃金抑制政策そのものであり、戦後三十年続いた公務員の賃金制度を根本から覆す大改悪であり許すことはできない。

第二四八五号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町東沢田一六 溝口幸子外千七百七十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二四八六号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 京都府城陽市中芦原一 国立療養所京都府病院内全日本国立医療労働組合南京都府支部内 橋本嘉夫外千三百三十二名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二四九七号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、二五 三ノ一 岡部美外二千四十一名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二五三二号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 北海道函館市川原町一八ノ一六国立函館病院内全医労働病院内支部

内 野崎千鶴子外五百四十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二五三三号 昭和五十五年四月八日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 奈良市南宮町四ノ三七八ノ二 〇 菱田潤子外八百八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二五四五号 昭和五十五年四月八日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 市田博

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二五四六号 昭和五十五年四月八日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町長池一、一六 七 長谷川栄次

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二五五七号 昭和五十五年四月九日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 長野県松本市島内三、七二九ノ一 岩原猛外九百四十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二六一七号 昭和五十五年四月九日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内

空会内 倉田一夫

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二六一八号 昭和五十五年四月九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大分市羽屋一九ノ九 中嶋高 紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二六一九号 昭和五十五年四月九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 栃木県佐野市高橋町五八九 木村 文作

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二六二〇号 昭和五十五年四月九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 札幌市西区山の手二ノ六 関戸守 紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二六二一号 昭和五十五年四月九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 福井市手寄一ノ一四ノ一〇 稲井 田薫

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二六二四号 昭和五十五年四月十日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県大村市武部郷六五二ノ八 松下崇文外千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二六五三三号 昭和五十五年四月十日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 長野県松本市筑摩三、三三二 吉
 沢今朝十
 紹介議員 下条進一郎君
 この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
八	三	終わり から	こち	こちら
六	一	九	管片	官庁
二	一	七	演習の	演習への
三	三	〃	アメリカが	アメリカの

昭和五十五年五月八日印刷

昭和五十五年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K